

3. 教育、学びへの取り組みについて

掲載内容について

「3. 教育、学びへの取り組みについて」では、平成28年度の教育委員会の取り組みの重点を示した「平成28年度教育の重点」に基づき、実施した事業や取り組み等について、その内容や成果、事業等の実績、今後の課題や次年度以降の取り組みについて、自己点検及び評価を下記のとおり掲載しています。

掲載例

重点目標1 確かな学力の定着

平成28年度教育の重点(教育における年度計画)を記載しています。

学校教育課

子どもたちにとって生涯にわたる学習の基礎となる知・徳・体の調和がとれた「生きる力」・・・
・・・また、学びのルールを徹底し、学習意欲を高めるとともに、家庭学習や放課後学習など保護者・地域と連携した取組みを推進します。

【主な取組み内容】

1. 言語活動の充実

- ① 児童生徒に基礎的・
・・・

【評価基準】

妥当性

- A：重点目標達成のため手段として必要で、内容も適正。
B：手段として必要だが、内容検討の余地あり。
C：手段として必要性が乏しい、または内容を大幅改善する必要あり。

効率性

- A：少ない経費で効率良く成果をあげており、費用対効果が高い。
B：経費の削減に関して検討余地がある、または同経費でも成果の向上が期待可能。
C：経費に対する成果が少なく、実施手法の改善を要する。

有効性

- A：予定の事業内容どおり結果を残すことができた。
B：概ね予定内容を達成できたが、検討の余地あり。
C：当初予定の事業内容と結果に相違があり、改善を要する。

平成28年度の重点目標評価

妥当性	A	効率性	A	有効性	A
-----	---	-----	---	-----	---

平成28年度の取り組み及び成果

- 全国学力・学習状況調査の結果と改善策を
に基づく学力向上推進計画書を作成し、計画
・・・

「取組内容」に関する事業の実績について、市の決算成果報告書から引用しています。また、主に各学校・幼稚園で取り組まれた事業については、「学校園での取り組みについて」として掲載しています。

調査結果

各事業の実績等

1. 学校教育推進事業【継続事業】

(1) 事業の目的

創意と活力に満ちた特色ある学校園づくりに寄与し、子どもたちの心身ともに健やかな成長を図る。

(2) 平成28年度の実績

① 国語力向上事業

言葉の美しさや表現の多様性に触れたり、自分の考えや気持ちを適切に表現したりすると同時に、郷土に対して目を向け、大切に思う気持ちを持つ子どもを育成するため、・・・
・・・

教育の重点の「取組内容」に基づき、各課・館が取り組んだ内容や成果を記載しています。

今後の課題及び次年度以降の取り組みについて

- 家庭・地域に各校の学力に対する課題を示し、より協力が得られるように、全国学力・学習状況調査の結果を各校がホームページ上で公表する。さらに・・・

「取組内容」に関する今後の課題及び次年度以降の取組を記載しています。

重点目標 1 確かな学力の定着

担当：教育指導課

子どもたちにとって生涯にわたる学習の基礎となる知・徳・体の調和がとれた「生きる力」を育成するためには、基礎基本の確実な定着が、欠かすことのできない要素である。特に、その学年の子どもが身につけておかねばならない学力を確実に定着させることは重要である。

また、全国学力・学習状況調査等の結果から、本市の児童・生徒は、自分の考えを書いたり説明したりすることにやや課題があることから、これらの点を踏まえ、学力向上に向けて全市立小中学校が一体となった取組みを実施していくことが必要である。

そのため、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、それらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力やコミュニケーション能力を育むための授業に取り組む。また、学びのルールを徹底し、学習意欲を高めるとともに、家庭学習や放課後学習など保護者・地域と連携した取組みを推進する。

【平成 28 年度の主な取組み】

1. 言語活動の充実

- ① 児童生徒に基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、また、それらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力、コミュニケーション能力を育む。また、児童生徒が自分の考えを文章に表現し、目的や意図に則した言語活動を充実させる、学習の目標とまとめを明確にするなど「わかる授業」に取り組む。さらに、ICT 機器を有効活用し、視覚的効果により子どもたちの学習意欲向上、学力向上に努める。
- ② 国語力の向上に向け、学校図書館司書と教員が連携して読書活動の推進を図り、言葉きらめき祭の質的充実等に向けて取組みを進める。

【事業名：国語力向上事業、情報教育推進事業】

2. 教員の授業力向上

児童生徒の確かな学力の定着をめざし、フロンティアスクール(※)の指定や、教職員研修の充実を図る。また、子ども教育支援センターによる校内研究活動や、研究授業等の指導助言を積極的に行う。

【事業名：フロンティアスクール事業、教職員研修事業、子ども教育支援センター事業】

3. 学習規律の向上と学び合う学習集団づくりの推進

児童生徒の学習規律や規範意識の向上を図り、学校共通の授業のルールづくりやノート指導に関する系統的な指導などを通して、確かな学びを充実させる。また、自学自習力を育む取り組みを進める。

児童生徒がつながり合い学び合う場面を多く取り入れ、信頼関係による集団づくりを推進することにより、共に学ぶ「学習集団」を育てる。

4. 探求的な調べ学習の推進

教科や総合的な学習の時間等において、探求的な調べ学習を積極的に実施するとともにその発表を通じて、児童生徒の国語力の向上につなげる。

※ フロンティアスクール：先進的な教育の研究に取り組む学校

平成 28 年度の重点目標評価					
妥当性		A	効率性		A
			有効性		A
平成 28 年度の取り組み及び成果					
□ 全国学力・学習状況調査の結果と改善策を保護者へ情報提供し、市内全校において、調査結果に基づく学力向上推進計画書を作成し、計画書に沿って組織的に学力向上に向けた研修・実践に取り組んだ。 また、保護者、児童生徒に向けた家庭学習の手引等を作成し家庭に配布し、家庭学習の定着を図る取組みを進めた学校が増加した。 □ わかる授業・学習意欲の高まる授業の推進をめざし、ICT 機器を活用して授業実践を行う教員が増え、学習効果を高めた。 今後タブレット型端末等の新しい ICT 機器を授業で活用することを視野に入れ、校内研修等で研修・研究を積極的に推進した。 学力向上担当者会を開催し、担当者による言語活動の充実に係る校内研修の推進に向けた研修を実施した。また、教育フォーラムにおいて言語活動に係る内容の講演会を実施し、学力向上担当者を大阪府教育委員会が協力している小中学校の研究発表会に派遣した。 □ 各校の校内研修等を通じて、発問やノート指導に関する研修を実施し、授業規律の確立や学習環境の整備に向けた取組みを実施した。 また、各校の校内研修において、授業改善に向けての研修を実施し、校内で統一した学習規律に関するルール作りを進め、児童生徒指導の一貫性について確立を進めた。					
各事業の実績等					
1. 学校教育推進事業【継続事業】					
(1) 事業の目的					
創意と活力に満ちた特色ある学校づくりに寄与し、子どもたちの心身ともに健やかな成長を図る。					
(2) 平成 28 年度の実績					
① 国語力向上事業					
(i) 学校図書館司書					
市立小中学校の司書教諭と連携し、貸出業務のほか、読み聞かせ、調べ学習(学習資料の活用)等の図書活動の補助をする学校図書館司書（1 0 人）を市立全小中学校に配置し、児童生徒の読書活動を推進した。					
(ii) 言葉きらめき祭					
言葉の美しさや表現の多様性に触れたり、自分の考えや気持ちを適切に表現したりすると同時に、郷土に対して目を向け、大切に思う気持ちを持つ子どもを育成するため、市内全域で子どもたちの豊かな言葉の力を育成する機会として「言葉きらめき祭」を開催（期日：平成2 8 年9 月1 7 日 テーマ：心をことばに～伝えたい気持ち～ 自分の言葉で伝え合おう 発表者数：4 8 組6 9 人）した。					
『ふるさと河内長野』作文コンクールを実施（河内長野ロータリークラブと共催。テー					

マ：好きです いいです 私のふるさと 河内長野）し、最優秀作品2点を「言葉きらめき祭」において表彰した。

(iii) 年賀はがきコンクール

年賀状作成による読み書きの基本と創作意欲の喚起、手書きの手紙の勧奨などを目的に年賀はがきコンクールを実施（市内各郵便局と共催。テーマ：a-3年後の自分に手書きの年賀状を出そう、b-高向玄理に年賀状を出そう）し、入賞者を表彰した。

② 情報教育推進事業

教員が使用する教育研究用パソコンを各校に設置し、情報教育をはじめ、授業や教材づくり等に活用した。

2. 教職員事業【継続事業】

(1) 事業の目的

教職員の資質向上への取組みにより、家庭と地域に信頼される学校園をつくる。

(2) 平成 28 年度の実績

① 教職員研修事業

(i) 市教委主催研修

初任者研修、2年経験者研修、10年経験者研修、フレッシュ研修（経験年数の浅い講師、教員対象）、教育課題研修（教頭候補者向け）、スクールリーダー研修（校長候補者向け）、管理職研修、生徒指導研修、道徳教育研修、人権教育研修、授業づくり研修、習熟度別指導研修、英語教育研修、情報セキュリティ・モラル研修、情報教育実技研修、授業研修、評価研修、支援教育研修、事務職員研修、保幼小研修、危機管理研修、運動会に役立つダンス講習会、学校保健研修を実施した。

(ii) 河内長野市教育フォーラム'16

本市の宝である未来ある子どもたちを、自ら学ぶ意欲に富んだ、情操豊かにたくましく育てるために、教育が果たす役割の重要性を再確認するとともに、日々の教育活動における教育課題等を明確にし、その課題解決に向けて研究協議する「河内長野市教育フォーラム'16」を開催（全体会：平成28年8月2日 分科会：平成28年8月3日）した。

全体テーマ：「ふるさとのつながりによる豊かな学び」 ～輝く人づくりのために～

参加者：延べ1,183人

全体会：特別講演「自己実現のセルフマネジメント ～イチロー・田中将大との出会いを通して～」

基調講演「ことばの力が伸びる瞬間 ～伝説の大村はま国語教室の姿～」

分科会：市内2会場にて4分科会別テーマで実施

第一分科会：「心のこと あれこれ ～児童生徒理解のヒントに～」

第二分科会：「国語力は人間力 ～国語科授業の基礎基本～」

第三分科会：「子どもの現状理解と子どもの育ちを支える仕組みづくり～スクールソーシャルワーカーの視点から～」

第四分科会：「アクティブラーニングを意識した授業づくり」

(iii) 教職員研修事業等への助成

各校の教育重点に対応した研修会事業へ助成（600,000円）を行った。

市全体の教職員で教科及び教科外に分かれて教育の充実に取り組む組織である「河内長野市教育研究会」の活動へ助成（3,000,000円）を行った。

学力向上、学習集団づくり、教育ICT機器の効果的な活用などに取り組む先進校へ教員を派遣し、そこで体感したことを河内長野の教育に取り入れ、発展させることを目的とした「はやぶさ」プロジェクトに助成（11,960円）を行った。

② フロンティアスクール事業

次のとおり、新しい教育諸課題に対応するため、指導内容の組み立ての工夫や多様な指導方法の導入による個に応じた教育の推進充実に努めるとともに、新しい教育課程の編成について研究・実践に取り組んだ小・中学校の活動に対して助成（720,000円）を行った。

学 校 名	テ ー マ ・ 内 容
三日市小学校	みんなでつくる道徳教育 聞きたい・伝えたい・わかりたい～教科化へ向けて～
千代田小学校	「意欲的に学習に取り組み、わかった・できたと思える子どもを育てる」～ユニバーサルデザイン化した国語科の授業を通して～
楠 小 学 校	「自ら考え、伝え合う子の育成」～思考を深める言語活動を授業の中にどう取り入れるか～
美加の台小学校	相手の思いを聞き、自分の思いを伝える力(コミュニケーション能力)の育成をめざして
小山田小学校	おおさか子どもジャンプアップ大会への参加
西 中 学 校 区	9年間を見通した実践的コミュニケーション能力の育成～さらなる「使える英語」をめざして～
東 中 学 校	協同学習を通して、みんなでたくましい学力を！ …チャレンジする、「教えて！」と言う勇気を持とう！…

3. 子ども教育支援センター事業【継続事業】

(1) 事業の目的

教育相談センター・教育メディアセンター・教育研修センター・教科書センターの機能を活用し、教育に関する調査・研究及び研修、教育情報の提供並びに教育相談等を実施することにより、教育の振興発展を図る。

(2) 平成 28 年度の実績

教育研修センターとして、センター職員が学校や教職員の指導助言（280回 各学校への派遣分を含む）にあたった。

教育メディアセンターとして、授業におけるインターネット、コンピュータ活用の推進を図るため、情報教育のアドバイザー（学校園の機器操作法の研修や支援、保守(修理)依頼を要しないトラブル対応などを行う）を全市立小中学校に派遣（各学校：750回 外国との交流等TV会議：171回）した。

4. 学校での取り組みについて

- ・ 全ての学校で校内研修を実施し、授業におけるルール作りやノート指導に関する系統的な指導のために共通理解を図った。
また、各学校において学力向上推進計画に基づき、授業研究や研究討議会、講演会を各校で実施し、成果と課題を検証しながら、取り組みの充実を行った。さらに放課後学習や家庭学習など、保護者・地域と連携しながら実施した。
- ・ 学力向上推進計画書に基づき各学校で研究授業や校内研修を行うなど、学力向上に向けた取り組みを行った。
- ・ 小中一貫教育における重点の1つとして「言語活動の充実」を掲げ、9年間の学びの中で言語活動に関する学力向上に向けた取り組みを行った。

今後の課題及び次年度以降の取り組みについて

- 家庭・地域に各校の学力に対する課題を示し、より協力が得られるように、全国学力・学習状況調査の結果を各校がホームページ上で公表する。さらに、学力向上推進計画書により具体的な改善策を盛り込み、より実効性のある計画書の作成を進めていく。また、家庭学習の手引を全ての学校で作成し、保護者の家庭学習の重要性に対する意識を高めていく必要がある。
小中一貫教育推進の中心的課題を学力向上とし、各中学校区が9年間にわたる学力向上の取り組み充実に向けて、公開授業・合同研修会等を実施していく必要がある。
- 思考力、活用力、表現力やコミュニケーション能力を育むため、市内教職員と河内長野市教育メディアセンター、市教育委員会で構成する ICT ワーキング会議を活用し、先進的な取り組みについて研究を進める。
また、市内全教員に対して研究の成果を広めていく機会を増やすため、ICT 機器を有効活用した実践交流など、研究内容等を普及するための研修や、教職員への支援体制を充実させていく必要がある。
- 授業規律を市内の児童生徒により徹底させていくために、教室内掲示や指導内容の工夫改善について教職員の研修が必要であり、各校での校内研修において、授業改善に関する研修を進め、より系統性・一貫性のある授業ルール作りやノート指導等を進める。
また、教員の授業力向上のために、夏季休業中などに、外国語活動の指導や言語活動の充実を図るための授業づくり等、様々な教員研修を設定する。

重点目標2 豊かな情操と道徳心の定着

担当：教育指導課

地域のつながりが希薄になり、家庭の教育力が低下していると言われていた昨今、子どもたちが、生命を大切に作る心や他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識等の道徳性を育てていくことは、とても重要な課題となっている。

そのため、学校では心に響く道徳教育のさらなる充実を図り、家庭と地域が一体となって子どもたちの豊かな情操と道徳心の定着に向けて取り組む必要がある。

道徳の時間を要として全ての教育活動の中で、人・社会・自然と関わる直接的な体験活動などを重視し、人を思いやる心やより良い人間関係づくり、規範意識の育成に、学校と家庭・地域が一体となる取り組みを進める。

【平成 28 年度の主な取組み】

1. 学校・家庭・地域が一体となった道徳教育の充実

人や社会、自然と関わる直接的な体験を通じて、児童生徒に相手を思いやる心、より良い人間関係づくり、規範意識を醸成するため、学校・家庭・地域のつながりの中で道徳教育を推進する。

2. 「道徳の時間」の充実

道徳教育推進教師が中心となり、全教職員で心に響く道徳教材の研究を進め、年間 35 時間の「道徳の時間」の充実を図る。

また、小中一貫道徳教育カリキュラムのこれまでの実践内容の検証を行い、改訂を進める。

3. 道徳の教科化に向けて

平成 30 年度(小学校)、平成 31 年度(中学校)の教科化に向けて、道徳教育のねらいがより効果的に実現されるよう、道徳教育推進教師を中心に研修を進める。

多様で効果的な指導方法（問題解決的な学習や体験的な学習を取り入れた指導等）、道徳の年間指導計画の見直し（各教科、特別活動との関連）、一人一人のよさを伸ばし成長を促す評価の在り方等について取り組みを進める。

平成 28 年度の重点目標評価

妥当性	A	効率性	A	有効性	A
-----	---	-----	---	-----	---

平成 28 年度の取り組み及び成果

- ☐ 全市立小中学校で、市費で購入した道徳教材副読本を活用した授業実践、研究・公開授業を実施し、指導方法の工夫など道徳の時間の充実を図ることができた。
- ☐ 市道徳教育推進教師連絡会において、各学校の道徳の時間の推進状況について情報交換を行った。また、道徳の教科化に向けて、研究校の授業を通して、道徳の時間の多様で効果的な指導方法や評価の在り方等についての研究を進めることができた。
- ☐ 道徳全体計画別葉を作成し、体験的な活動を取り入れるなど、各教科・総合・特別活動等との関連を意識した教育活動全体での道徳教育の充実を図ることができた。

各事業の実績等
1. 学校支援サポート事業【継続事業】 「思いやりアッププロジェクト」を活用し、中学校3校において、生徒の心に響く外部人材を活用した講演会を実施した。
2. 学校での取り組みについて ・ 地域や保護者に「道徳」の授業を参観する機会を設ける等、学校だけでなく地域や保護者とともに「道徳教育」を推進した。 ・ 市費で購入した道徳教材副読本、府・国からの配付資料等を活用した研究・公開授業を全小中学校で実施した。 ・ 道徳教育推進教師を中心に、校内の教職員に対し、府・市の道徳教育推進教師連絡会での研究会成果を広めた。 ・ 道徳全体計画別葉を作成し、各教科等との関連を意識した道徳教育の充実を図ることができた。
今後の課題及び次年度以降の取り組みについて ☐ 保護者・地域への道徳の授業の公開、保護者懇談会・地域関係団体との連携の場等で道徳教育について取り上げるなど、学校・家庭・地域が一体となった道徳教育をさらに推進する。 ☐ 道徳教育推進教師を中心として、道徳教育に対する取り組みを充実させる体制を構築し、多様な指導方法の研究や研修により一層取り組む。 ☐ 市費で購入した副読本や「私たちの道徳」『「大切な心」を見つめ直して』『「夢や志をはぐくむ教育」等を活用し、年間35時間の「道徳の時間」をより充実させていく。 ☐ 道徳の教科化に向け、「考え議論する道徳」への授業改善を図るため、多様で効果的な指導方法や評価の在り方についての研修を充実させる。 ☐ 情報モラルや生命倫理など現代的な課題について取り上げ、身近な社会的課題を自分ごととして主体的に考えることができる意欲や態度を育てる。

重点目標3 健やかな身体づくりの充実

担当：教育指導課

社会生活全体が便利になり、生活する上で高い体力や多くの運動量が必要ではなくなるとともに、核家族化が進み、子どもたちの外遊びの機会や場所も失われつつある。一方、習い事等で専門的な運動技術を伸ばさせる子どもも増えており、子どもの体力の二極化が進んでいる。

そのため、学校では、児童生徒に積極的に体を動かす意識を持たせるとともに、体育・保健体育の授業、特別活動、総合的な学習の時間、運動部活動など学校教育全体で体力の向上に取り組む。

また、休み時間等を活用して全校で体を動かす時間を設定したり、校外での体力向上行事に積極的に参加したりできるよう各校の教育課程に融合することにより、児童生徒がより運動することを楽しみ、体力の向上に取り組めるようにする。

【平成28年度の主な取組み】

1. 子どもたちの体力運動能力の経年比較調査の実施

全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果を活用し、児童生徒の体力や運動能力等の結果を分析の上、経年比較を行い、保護者や地域と連携して、運動機会の確保や生活習慣等の改善を図る体制を整える。

【事業名：学校保健管理事業(小)、学校保健管理事業(中)】

2. 体力運動能力調査の結果を踏まえた「体力向上推進計画」の作成と取組みの充実

市全体の分析をふまえ、各校で自校のデータを分析の上、「体力向上推進計画」を策定し、児童生徒の体力向上を図る。

また、児童生徒の「運動神経」を発達させるためのコーディネーショントレーニング(※)を推進する。

3. 子どもたちの体力向上への取組み

市内で実施される駅伝大会、ドッジボール大会、ロープジャンプ大会など、体力向上事業を積極的に教育課程に位置づけ、児童生徒の体力向上を図る。

※ コーディネーショントレーニング：神経系の運動能力を高め、運動神経を鍛えるトレーニング

平成28年度の重点目標評価					
妥当性	A	効率性	A	有効性	A
平成28年度に取り組み及び成果					
☐ 各学校で実施された体力・運動能力等調査の結果を市教委として分析し、各学校の体力向上担当者へ周知するとともに、各学校で独自に分析した結果を児童生徒、保護者に提示した。体育の授業や休み時間を活用した運動の機会の確保や体を動かす喜びを感じられる取組みを推進した。 また、工夫した場の設定についても紹介した。					
☐ 健康三原則（調和のとれた食事・適切な運動・十分な休養や睡眠）の推進や、「早寝・早起					

き・朝ごはん」の奨励など、児童生徒が自らの生活習慣を見直すための取り組みを進めた。

- 各小学校において、従前より継続して作成している体力向上実施計画書を引き続き作成し、年間を通じた体力の向上を図る取り組みを独自に企画・実施した。始業前や業間の活用や校外の体育的行事に積極的に参加するよう促した。

また、中学校では体力向上実施計画書作成のために年間計画の見直し作業に着手し、年度当初に計画書を策定する準備を行った。

- 学校支援サポート協力員助成活動事業(※)を活用し、河内長野市柔道連盟等の有段者の協力を得て授業の充実に対する取り組みを進めることができたとともに、授業を安全に実施することができ、武道の授業におけるけがの発生が減少した。

※ 学校支援サポート協力員助成活動事業：市立小中学校において校区の自然・歴史・文化等に詳しい方や、児童・生徒の学習（各教科、道徳、特別活動等）をサポートしていただける方、特定分野で専門性の高い地域の方（環境美化活動・柔道の外部人材を含む）などを学校支援サポート協力員として活用し、学習活動等の充実を図るとともに「開かれた学校づくり」のさらなる推進を図る。

各事業の実績等

1. 学校保健管理事業【継続事業】

(1) 事業の目的

小中学校における児童・生徒の健康の保持増進を図る。

(2) 平成 28 年度の実績

① 学校保健管理事業(小)(中)

(i) 児童生徒の健康診断

学校保健安全法に基づき、市立小中学校の児童生徒を対象に、次のとおり健康診断を委託実施した。その結果については、受診勧告をする等適切な保健指導を行った。

また、各学校における健康管理指導資料としての活用も図った。

<小学校>

健康診断種別	受診児童数	健康診断種別	受診児童数
就学時内科検診（就学前園児）	773 人	検尿（春）	4,785 人
就学時歯科検診（就学前園児）	773 人	検尿二次（春）	175 人
心臓検診（一次検診）	1,614 人	検尿（秋）	4,787 人
心臓検診（二次検診）	222 人	検尿二次（秋）	197 人
結核検診（レントゲン）	3 人		

<中学校>

健康診断種別	受診生徒数	健康診断種別	受診生徒数
心臓検診（一次検診）	829 人	検尿（春）	2,581 人
心臓検診（二次検診）	158 人	検尿二次（春）	195 人
結核検診（レントゲン）	2 人	検尿（秋）	2,546 人
		検尿二次（秋）	239 人

(ii) 水質検査・照度検査・空気測定検査

児童生徒の保健管理の一環として、市立小・中学校の飲料水（年２回）、プール水の水質検査並びに教室内の照度及び、空気の測定検査を実施した。

今後の課題及び次年度以降の取り組みについて

□ 各小中学校で作成された体力向上実施計画書の進捗状況の把握に努めるとともに、平成２８年度体力・運動能力等調査の結果を継続して分析し、子どもが運動に親しみ、達成感や成就感を持つことができるよう、効果的な体力向上の取り組みを実施していく。

また、コーディネーショントレーニング（神経系の運動能力を高め、運動神経を鍛えるトレーニング）の継続的な普及と、小中学校の既存の学校行事の内容を精査することにより、体力向上の取り組みについて年間を通じた取り組みにしていく必要がある。また、体幹トレーニングとしてラダー(※)を活用した運動を積極的に取り入れている。

□ 始業前や休み時間等を活用して全校で体を動かす時間や場を設定していく。また、校外での体力向上行事に積極的に参加できるよう各校の教育課程に融合することにより、児童生徒がより運動に親しみ、体力の向上に取り組めるようにする。

□ 組体操について、校長会と協議し、研修会を開催する。

□ 食に関する指導や健康三原則の指導を継続し、各学校での取り組みを一過性のものにすることなく継続的な取り組みにしていく必要がある。

□ 武道の授業の安全面の充実を図るため、今後も継続して学校支援サポート協力員助成活動事業の活用を継続していく。また、大阪府教育庁の武道研修を受講した中学校体育教員が、市内他校へ研修内容を広めていく必要がある。

※ ラダー：体重移動を正確に行う体の使い方やコントロール技術を身に付けるためのトレーニング

重点目標4 人権尊重の精神の涵養

担当：教育指導課

人権教育は、教育活動全体を通して進めていくべきものであり、人権尊重の観点に立った環境の整備に努めることが重要である。しかし、社会の変化に伴い、いじめや暴力、大人による虐待等、子どもの人権に関わる問題は後を絶たない状況にある。子どもの人権が尊重され、互いを認め合える学校文化を実現するためには、学校が子どもたちの安心できる居場所となることが不可欠である。

そのため、河内長野市人権教育基本方針および河内長野市同和教育基本方針に基づいて、教職員が人権問題に関する正しい理解を深め、同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決をめざした教育を推進する。

また、河内長野市いじめ防止基本方針に基づいて、人権侵害事象が起きることのないよう集団づくりに取り組み、人権学習を推進するとともに、命にかかわる重大な人権侵害事象であるいじめを防止する取り組みを進める。

【平成 28 年度の主な取り組み】

1. 小中一貫した人権教育カリキュラムの充実

小中一貫した人権教育カリキュラムによる授業を実施し、人権及び人権問題に関する児童生徒の正しい理解を深め、同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決をめざす教育を進める。

【事業名：人権教育推進事業】

2. 学校が安心できる居場所となる集団づくり

学校が、子どもの人権が尊重され安心して学習できる居場所となるよう、人権に関する様々な学習を推進するとともに、命にかかわる重大な人権侵害事象であるいじめの防止に取り組む。

また、「いじめ防止基本方針」に基づき、いじめが発生した場合は早期発見・対応を行うとともに、いじめ対応プログラムを活用し、子ども同士のつながりを深め、学び合える集団づくりに取り組む。

さらに、相談員の効果的な活用を行い、学校にうまくなじめない不適応児童生徒への早期対応として、不登校等指導員の学校派遣を行う。

【事業名：相談員等派遣・配置事業、教育相談センター事業】

平成 28 年度の重点目標評価					
	妥当性	A	効率性	A	有効性
					A
平成 28 年度の取り組み及び成果					
☐ 大阪府教育委員会作成の教材や資料を活用したり、河内長野市のいじめへの対応プログラムである「やさしさの種をまこう～いじめ対応プログラム河内長野市版～」を活用したりして、各校での授業等を推進した。					
☐ いじめの早期発見・早期対応のために、児童生徒へのいじめ有無に関するアンケート調査の実施、及び「いじめ緊急対応マニュアル～さ・し・す・せ・そ～」を各学校に周知した。また、各学校の教職員体制をチェックする「いじめの問題への取り組みチェックポイント 30－河内長野市版－」により、指導体制などの点検を実施した。					
子どもたちに対しては、「いじめ緊急対応マニュアル」を紹介し、いじめ防止に関する指導が進むなど、いじめについての各学校で取り組みを進めた。					

- 教職員を対象とした研修会や研究会の実施、差別を許さない集団づくりや人権教育に関する取り組みを推進した。市人権教育研究会や市主催初任者研修における現地学習会を行うことにより、教員の人権教育の重要性に対する意識、人権感覚が高まった。

また、大人教や南人教、府外教など市外の人権教育研修への参加者が増加し、教職員の人権感覚を高めることにつながった。

各事業の実績等

1. 人権教育推進事業【継続事業】

(1) 事業の目的

人と人のつながりを豊かにし、一人ひとりの存在と可能性を大切にする社会の基礎をつくる。

(2) 平成 28 年度の実績

① 人権教育活動冊子の作成

河内長野市人権教育研究会と合同で人権教育活動冊子「あゆみ」を作成した。

② 主催人権研修事業

名 称	回数	対 象 者	内 容
人権教育講座	1	幼・小・中教職員	「変わるべき社会 ではどうやって? ～障害者権利条約・差別解消法を学校に生かす～」 講師 松波 めぐみ(世界人権問題研究センター)
中学校区人研	各2	各校人研部教職員	中学校区別交流会の実践
夏季人権教育研究集会	1	幼・小・中教職員	【全体会テーマ】 「ともに学び とともに育つ ～教育は今 当事者の経験から～」 【分科会テーマ】 ・一人ひとりが大切にされる仲間づくり ・新しい人権・部落問題学習の創造をめざして ・多様な文化と違いを認め合う教育をどのようにすすめるか ・すべての子どもたちに学力・進路を保障するとりくみ ・違いを認め合いともに生きる仲間づくりをめざして ・子どもたちが地域とのかかわりの中で人権感覚を豊かに育てることのできる取り組みをどのようにすすめていくか
初任者人権研修	1	幼・小・中教職員	「羽曳野フィールドワークから学ぶ ～南食ミートセンターと聞き取りを通して～」
冬季部会別研究集会	1	幼・小・中教職員	夏季研と同じ6分科会に分かれて実践交流会を実施。各分科会で講師または助言者を招聘して実施。

③ 人権教育指導者研修への参加

名 称	日数	参 加 者	大 会 テ ー マ
大阪府人権教育研究中河内大会	1	小・中教職員、市教委指導主事	わかりたいねん 仲間の痛み ～今を生きる子どもたちが世界を創る～
大阪府人権教育夏季研究大会	1	小・中教職員、市教委指導主事	差別の現実から深く学び、生活を高め、未来を保障する教育を確立しよう
全国人権・同和教育研究大会	2	市教委指導主事	部落問題を解決し、人権文化の創造をはかるために、同和教育の充実と発展を通して人権教育・人権啓発を構築していこう

大阪府在日外国人教育研究協議会研究集会(堺・泉北大会)	1	小・中教職員、市教委指導主事	ちがいを豊かさにー多文化共生社会を切り拓く 子どもたちの未来をー
-----------------------------	---	----------------	-------------------------------------

2. 学校教育支援事業【継続事業】

(1) 事業の目的

各校の障がいや課題のある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育活動を支援する。

(2) 平成 28 年度の実績

① 相談員等派遣・配置事業

(i) 学習サポーター

教育課題のある児童・生徒に対して、授業中や放課後等において学習支援を行い、学習習慣を中心とした家庭での生活習慣を再構築させ、学校における学習意欲を喚起し、自尊感情の育成を図ることを主な目的として、36名を市立小中学校に派遣し、児童生徒の支援に当たった。

(ii) スクールカウンセラー

いじめや不登校に対応するため、児童・生徒の臨床心理に関して高度な専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー（臨床心理士）を派遣（2人 年間：34回、140時間）することで、児童・生徒の学校生活への適応や、学校復帰への支援を行った。また、保護者・教職員の相談にも応じた。

(iii) スクールソーシャルワーカー

福祉の視点から子どもの問題現象をとらえ、そこに潜む「本当の問題」を見極め、子どもを取り巻く環境（学校、家庭、地域）へと働きかけ、関係者の役割を明確にしながら、学校において子どもを支援するためのチーム作り及び関係機関との連携へのサポートを行うため、スクールソーシャルワーカーを各校へ派遣（3人 年間：94回、435時間）した。

(iv) スクールリーダー（部活動支援者）

中学校の部活動に卒業生や地域の大学生等を活用（20名を全中学校に派遣）することにより、豊かな心を持ち活力ある生徒の育成をめざした。

(v) ハートフルアシスタント

日頃の悩み等を話すことで子どもたちのストレスを和らげ、また不登校や引きこもり状態にある児童・生徒に対しては、家庭訪問等を行うことで心の支えとなり、学校生活への適応や学校復帰をするための援助を行うことを主な目的として、ハートフルアシスタントを配置（7校）した。

(vi) 児童生徒支援広域連絡会議（サポート会議）

毎月1回、学校・警察・富田林少年サポートセンター・協助員・保護司・子ども家庭センター・市教育委員会職員等で連絡会を持ち、児童・生徒の問題行動について情報交換を行うとともに、児童・生徒の健全育成について検討協議した。その上で必要な時にはサポートチームを編成し各学校の生徒指導上の緊急課題に対応する体制づくりに努めた。

(vii) スクール・サポート・スタッフ

一定期間、大学生が学校園の教育活動を支援することにより、教職などをめざす者とし

での自覚を深めると共に、大学生と園児・児童・生徒とのふれあいを通して、活力ある学校園づくりの一層の推進を図った（５２名。提携外の大学のインターンシップ等含む）。

3. 子ども教育支援センター事業【継続事業】

(1) 事業の目的

教育に関する調査・研究及び研修、教育情報の提供並びに教育相談等を実施し、教育の振興発展を図る。

(2) 平成 28 年度の実績

① 教育相談センター事業

問題行動や不登校等が全国的に増加する中で、これら諸問題の解決を図り、青少年の健全育成に資するため、専門相談員を配置し教育相談センターの運営を行った。

<相談方法>

電 話	来 談	合 計
延べ 22 回	延べ 3 回	延べ 25 回

<相談対象件数>

幼児	小学生	中学生	高校生	その他	合 計
0 件	延べ 6 件	延べ 16 件	2 件	延べ 0 件	延べ 24 件

<相談内容回数>

不登校	いじめ	けんか	校内暴力	家庭内暴力	学 習	合 計
延べ 11 回	延べ 3 回	0 回	0 回	0 回	0 回	
進 路	友人関係	異性関係	生活全般	生活指導	その他	延べ 25 回
0 回	2 回	1 回	1 回	1 回	延べ 9 回	

青少年の進路選択支援にかかる相談事業は、河内長野市人権協会に委託し実施（延べ 35 件）した。

4. 学校での取り組みについて

- ・ 教科・領域・道徳等すべての教育活動を通して、児童生徒がお互いを思いやる心を持ち、自尊感情や自己肯定感を養うようにしている。その中で人権感覚を磨き、人間形成を行っている。
- ・ 大阪府教育委員会作成の教材や資料を活用した取り組みが増えてきている。
- ・ いじめ対応については、各校でいじめアンケートを行うなど、早期発見・対応に取り組んでいる。また、各校で学校いじめ防止基本方針を策定し、未然防止や組織対応等、こどもたちを守る取組みを進めている。
- ・ SNS によるトラブルの増加傾向により、教員対象、児童生徒対象の研修を実施する学校が多く、小中合同の講演も予定している中学校区もある。
- ・ 中学校区ごとに年 2 回、教育課題に沿った人権教育研修を行っている。また、市全体研修会として開催される夏季・冬季人権研修に参加し、集団づくりや共生教育、多文化共生等様々な人権課題の解決に向け研修を行っている。また、大人教や南人教の人権教育研修に積極的に参加し、人権感覚を高めている。

- ・ 安全対策について、小学校において、低学年向けに犯罪被害防止教室を行った。教室は、被害にあわないためにどう行動したらいいか、未然防止の観点を中心に、不審者に遭遇した時の対応も含めた内容となっている。この教室は単年度で終わらせるのではなく、発達段階に応じて毎年継続して繰り返し行うことで、児童の意識が高まっていくものであり、1、2年生合同で実施している学校も多い。

今後の課題及び次年度以降の取り組みについて

- 各校で実施されているいじめ防止のための取り組みについて、学校間での情報交換等の交流が生徒指導会議などで行われているが、道徳等の公開授業を呼び掛けるなど、情報の共有を進め、さらに良い取り組みとしていく必要がある。
- 河内長野市のいじめへの対応プログラムである「やさしさの種をまこう～いじめ対応プログラム河内長野市版～」を見直し、新しいものを作成する。
- 教職員の人権感覚や児童生徒の人権感覚をさらに磨き、生命の尊さや差別に対する鋭い感性を磨き、互いに思いやる心を育成していく必要がある。
- 教職員に対する研修会等を継続して実施し、今後も教職員の人権感覚をさらに向上させていく必要がある。また、効果的な人権教育が展開できるよう、人権教育の教材等に関するさまざまな情報やプログラムの紹介や活用をさらに進める。
- 教職員の大人教・南人教の研修会への参加が増えているが、経験年数の浅い教職員の人権教育への理解や多様な人権教育に対応していくために、研修会への参加を積極的に呼びかけていく。

重点目標5 支援教育の充実

担当：教育指導課

障がいのある子どもと障がいのない子どもが、共に学ぶことをめざし、それぞれの子どもが、充実した学校生活を過ごし、生きる力を身に付けていくための環境整備が必要である。

そのため、障がいのある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じて、適切な指導及び支援が効果的に行われるよう、支援教育の充実に努める。また、関係機関等が連携し、就学前から就労までの一貫した指導・支援ができるように取り組む。

【平成 28 年度の主な取り組み】

1. 就学前からの連続性のある支援を実施するための一人ひとりの教育支援計画の充実

就学前からの連続性のある支援を実施するために、支援教育総合センター「りんく」を中心として、教員や保護者に対し、支援教育に関する相談を実施する。

また、サポートブック(※)「はーと」を活用し、一人ひとりの「個別の教育支援計画」の充実を図る。

【事業名：支援教育推進事業(小)、支援教育推進事業(中)】

2. 教員の専門的スキル向上と、個に応じた支援教育の充実

教員の専門的スキル向上のための研修の充実を図る。

また、一人ひとりの実態を的確に把握し、個々の教育的ニーズに応じて適切な指導や支援が行われるよう、目標や内容、方法等を定めた「個別の指導計画」に基づき、きめ細かな支援教育の充実に努める。

【事業名：支援教育推進事業(小)、支援教育推進事業(中)】

3. 関係諸機関等との連携の充実

障がいのある子ども一人ひとりの就学前から義務教育卒業までの一貫した支援のために、障がい福祉課、子ども子育て課あいつく、健康推進課保健センターなどの他機関との連携の充実を図る。

4. 基礎的環境整備と合理的配慮の充実

「障害者差別解消法」の施行に伴い、すべての子どもが教育を受ける権利を確保するために必要かつ合理的な配慮を行い、適切な教育環境の充実に努める。

※ サポートブック：障がいのある子どもが初めて接する人に対して、その子どもの特性や接し方について知ってもらうための情報を書きおくもの

平成 28 年度の重点目標評価											
<table><tr><td>妥当性</td><td>A</td><td>効率性</td><td>A</td><td>有効性</td><td>A</td></tr></table>						妥当性	A	効率性	A	有効性	A
妥当性	A	効率性	A	有効性	A						
平成 28 年度の取り組み及び成果											
□ 教育指導課、障がい福祉課、子ども子育て課が連携し、サポートブック(※)「はーと」の活用に向けての合同研修会や実践報告会を行った。サポートブックの活用により、障がいのある子ども一人ひとりへの適切な指導に関する教職員の意識が高まり、児童生徒に必要な支援が、幼・小・											

中、その後へとつながっていくきっかけとなった。

- 支援教育総合センター「りんく」を中心として、学識者を小中学校園に派遣し、巡回相談を実施した。継続して巡回相談を実施することで、各学校園に対して連続性のある支援を行うことができ、児童生徒への適切な支援につながり、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細やかな指導ができた。
- 「教育支援委員会」では、小学校就学に向けての相談だけでなく、中学校進学に向けての相談も実施した。また、就学相談窓口として、児童生徒の個々の障がいの状況に配慮した支援のあり方について、現在子どもが通園している保育所（園）や幼稚園、関係機関等と情報を共有し、就学相談に活用することができた。
- 公私立保幼小連絡会により、保育所（園）や幼稚園等と小学校との間での連絡調整がより円滑になり、小学校への就学に関する相談が充実した。また、子ども一人ひとりに応じた支援の内容を深めるとともに、それぞれの障がいの種別に応じた学級の設置や支援体制などを検討することができた。
- 小中一貫教育の推進において、小中合同会議等を実施するなどの連携が進み、特に支援の必要な児童生徒に関する支援の情報が共有された。これにより、小中学校相互の理解が進み、教職員の資質の向上と各校の支援教育実践の向上につながった。
- 関係諸機関との連携を深めるため、支援教育コーディネーターや支援教育担当教員、放課後等デイサービスなどの各事業所、子ども・子育て総合センター「あいっく」職員との合同研修を実施した。
- 各学校の支援教育推進を担う支援教育コーディネーターの教員に対し、組織的・計画的に支援教育に関する研修を年7回実施し、支援教育コーディネーターを中心とした支援教育推進体制が構築できた。
- 障がいのあるなしに関わらず、全ての児童生徒にとってわかる授業づくりと安心できる集団づくりめざし、国委託事業による指定校3校の授業及び成果報告会を実施し、市内全体への支援教育の推進を図った。
- 「障害者差別解消法」をふまえ、「ともに学び ともに育つ」教育を進めるために、学校内の支援体制を充実させ、合理的配慮について学校全体で適切に対応できるよう研修の充実を図った。

※ サポートブック 障がいがある子どもが初めて接する人に対して、その子どもの特性や接し方について知ってもらうための情報を書きしておくもの

各事業の実績等

1. 学校教育支援事業【継続事業】

(1) 事業の目的

各校園の障がいや課題のある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育活動を支援する。

(2) 平成28年度の実績

① 支援教育推進事業(小)(中)

(i) 教育支援委員会

障がいのある児童等の就学相談・実態把握等についての河内長野市教育支援委員会における調査・審議をふまえ、教育支援員が児童の就学等に係る具体的事項を関係行政機関と連絡及び調整を行うとともに、巡回相談員が各小学校へ専門的な指導・助言を行った。

(ii) 介添員の配置

障がいのある児童生徒の身の回りの介助のため、小中学校の支援学級に介添員を配置（14校 35人）した。

(iii) 看護師の配置

医療的ケアの必要な児童生徒の在籍校に看護師を配置（2校 府補助金：1,620,196円）した。

(iv) 特別支援教育支援員の配置

通常学級に在籍する学習や生活面で支援を必要とする児童生徒の在籍校に特別支援教育支援員を配置（12校）した。

(v) こども介助支援員の配置

障がいのある児童・生徒の身の回りの介助及び通常学級に在籍する学習や生活面で支援を必要とする児童・生徒のサポートを行うため、こども介助支援員を配置（7校）した。

(vi) 発達障がい早期支援研究員の配置

学習面又は行動面で何らかの困難を示すと教員が捉えている児童生徒に対しては、社会生活上の基本的な知識や技能を身に付けるための学習や、それらの児童生徒を含めて全ての児童生徒が理解しやすいよう配慮した授業改善を行うなど、指導方法の工夫や改善、学校全体における早期発見・早期支援の在り方について研究事業を行う「発達障害早期支援研究事業」の実施（国委託金：3,111,752円）にあたり、個々の児童生徒の困難な状況の把握を補助し記録する発達障がい早期支援研究員を配置（2校）した。

(vii) 肢体不自由児童・生徒の機能回復訓練

肢体不自由児童・生徒の健康管理及び機能訓練を目的として、理学療法士による機能回復訓練を実施（8校 422回）した。なお機能回復訓練については、担当教員も指導方法の研修を受けた。

(viii) 音声・言語機能または聴覚障がいのある児童生徒の言語訓練等

音声機能、言語機能又は聴覚に障がいのある児童生徒についてその機能の維持向上を図るため、言語聴覚士による言語訓練その他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助を行った（8校園 35回）。

(ix) 保護者に対する交通費の一部給付

市立小中学校の支援学級及び支援学校小学部・中学部に在籍する児童生徒の保護者に対して、交通費の負担軽減を図るため次のとおり給付（支援学級：月額500円 小学校19人 中学校2人 支援学校：月額1,000円 小学部22人 中学部17人）した。

(x) 障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律及び国の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」に即して、同法第7条に規定する事項に関し、市立学校園教職員（府費）が適切に対応するために必要な事項を定めた。

2. 学校での取り組みについて

- ・ 子ども一人ひとりに応じた「個別的教育支援計画」を充実させ、サポートブック「はーと」を活用し、幼小中学校間の連携を図った。
- ・ 適応指導教室と各学校とが連携し、不適応を起こしている児童生徒の学校復帰に向けた有効な取り組みや、保護者支援への取り組みができた。
- ・ 巡回相談員やりんくスタッフの巡回による助言により、支援学級在籍及び通常学級において支援が必要な児童生徒に対して、一人ひとりの障がいの状態に応じたきめ細やかな支援・指導を行った。
- ・ 支援教育コーディネーターを中心に、児童生徒に応じた支援の在り方やユニバーサルデザインを取り入れた授業づくり、サポートブック「はーと」の活用、関係機関との連携等について学校全体に広めた。

今後の課題及び次年度以降の取り組みについて

- ☐ 「障害者差別解消法」をふまえ、「ともに学び ともに育つ」教育をより推進していくために、学校内の支援体制と合理的配慮について学校全体で適切に対応できるよう、研修の充実を図る。
- ☐ 支援教育総合センター「りんく」の機能の整備と充実を図り、巡回相談、支援教育相談、教員研修、児童生徒への機能訓練など、市内小中学校の支援教育全体をさらに充実させることが課題である。
- ☐ 本市の支援教育についての理解を推進するために、支援教育についてのリーフレット等を作成し、教職員や関係機関、保護者とのスムーズな連携を図る。
- ☐ 中学校区における連携体制を整備し、小中学校間だけではなく、中学校間での情報共有等を推進し、支援教育のさらなる充実を図る。
- ☐ 教員の世代交代が進む中、今後、支援教育推進の中核を担っていく次世代の教員の育成が必要である。専門的な知識を有する学識者を含むリーディングチーム(※)等の組織的な活用をさらに進める。
- ☐ 放課後等デイサービスの利用が増加している背景を踏まえ、関係機関とのさらなる連携を図り、児童生徒への連続・一貫したよりよい支援ができるようにする。

※ リーディングチーム 公立幼稚園教諭、支援学級担任、通級指導教室担当で構成し、市内小中学校園の支援教育に係る活動を推進している。また、リーディングチームは教育支援委員会委員を兼ね、就学相談に携わり、就学に向けての支援を行っている。

重点目標6 食に関する指導の充実

担当：教育指導課

近年、食生活の乱れによる子どもたちの健康を取り巻く問題が深刻化している。また、食を通じて地域等を理解することや、食文化の継承を図ること、自然の恵みや勤労の大切さなどを子どもたちに理解させることも求められている。こうした現状を踏まえ、「河内長野市食育推進計画」に基づき、子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、学校においても積極的に食育に取り組んでいくことが重要となっている。

そのため、学校と家庭、地域が一体となって、子どもの発達段階に応じて、生涯を通じた健全な食生活の継承、健康の増進などの実現をめざし、栄養教諭を積極的に活用しながら子どもたちの望ましい食習慣の形成を図る取組みを進める。

また、学校における食育の生きた教材となる学校給食の充実を図るため、より一層の地場産物の活用を通して、安全で安心できる学校給食を進める。

【平成28年度の主な取組み】

1. 市食育推進計画と連動した食育の推進

河内長野市食育推進計画をふまえ、保護者と連携しながら、子どもの発達段階に応じて、生涯を通じた健全な食生活の実践や健康の増進、食文化の継承をめざす。

また、「自分で作る『お弁当の日』」を設定するなど、栄養教諭と連携した食育の授業の充実を図る。

2. 安全で安心できる学校給食の推進

成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のため、献立委員会で毎月の献立を検討し、旬の食材を使い、伝統行事食を盛り込むなど、季節感のある栄養バランスのとれた豊かな学校給食を提供する。

また、安全・安心な学校給食の提供のため、物資購入委員会で食材の品質等を検討し選定するとともに、各学校の配膳室、学校給食センターの衛生管理の徹底を図る。

【事業名：学校給食推進事業、中学校給食運営事業】

平成28年度の重点目標評価					
妥当性	A	効率性	A	有効性	A
平成28年度の取り組み及び成果					
☐ 子どもたちの発達段階に応じた食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけさせるため、栄養教諭を小中学校へ派遣し、食に関する指導や弁当作りの調理実習を支援した。					
☐ 小学校5・6年生を対象に学校給食献立コンテストを実施し、入賞作品を学校給食に取り入れ、児童の食への意識の向上を図った。					
☐ 保護者や教職員の意見を取り入れて、料理の組み合わせや味付けを工夫した給食献立の作成及び食材の選定を行い、生きた教材として、より豊かな給食を提供した。					
☐ 児童生徒及び保護者向けに、食育だよりを毎月発行し、全家庭に向けて配付し、食育に関する家庭の理解を深めた。					
☐ 学校配膳室の衛生管理マニュアルを全面改訂し、ノロウイルスなどの食中毒予防の徹底を図った。					

各事業の実績等

1. 学校給食推進事業【継続事業】

(1) 事業の目的

児童生徒の心身の健全な発達、食を通じて豊かな人間関係の構築をめざし、安全・安心な学校給食を提供する。また、給食を食についての生きた教材として、食に関する指導を充実する。

(2) 平成 28 年度の実績

① 学校給食運営管理事業

小学校は 182 日、中学校は 174 日給食を実施した。

(i) 給食センター及び小学校配膳室の運営

光熱水費、薬剤、細菌検査・防虫防ソなど衛生管理、各小学校に配膳員配置等

(ii) 給食業務委託

委託先 : (株)マルタマフーズ

委託内容 : 副食調理、配送、食器等洗浄及びボイラー運転業務等

(iii) 献立及び食材管理

P T A や学校関係者等をまじえ、栄養バランスのとれた多彩な献立を作成し、適正な食材の選定を行った。納品時の品質のチェック、産地及び流通経路の確認、給食の放射性物質検査を行った。

地産地消の促進のために、河内長野産の食材を積極的に取り入れた。

② 食育推進事業

日本の伝統行事食を体験し学ぶため、次のような献立を教材として給食に取り入れ、食材費を補助した。

ちまき、月見団子、七草粥、節分豆、赤飯等

また、栄養教諭による市立小中学校での食育授業や給食献立コンテストを実施した。

③ 給食センター施設管理事業

安全・確実に給食を実施できるよう、施設及び設備（学校配膳室を含む）の維持管理を行った。

(i) 修繕

調理・洗浄機器、蒸気・湯水配管、学校配膳室リフト等の修理等

(ii) 保守点検等

- ・機械警備 ・清掃（センター内、水路、油水分離槽） ・空調機器 ・消防設備等
- ・電気設備 ・貯水槽 ・自動扉 ・リフト ・圧力容器機器 ・緑地管理
- ・ボイラー煤煙検査 ・電動シャッター ・マイクロコージェネレーション

④ 中学校給食運営事業

家庭から弁当を持参することができない場合等にも、学校給食を利用できるよう、希望選択制給食を市立中学校で実施した。これに伴い給食予約システムの運用、中学校への配膳員配置等を行った。年平均利用率は 8.1% であった。

今後の課題及び次年度以降の取り組みについて

- ☐ 子どもたちの心身の健全な成長や基本的食習慣の形成をいっそう図るため、市食育推進計画に基づき、子どもの発達段階に応じて保護者、教職員と連携しながら、栄養教諭による授業、河内長野市産の食材の活用による地産地消の推進を行うほか献立コンテストなどを実施する。
- ☐ 調理・配膳業務の衛生管理を維持・徹底するため、従事者に対して毎年の課題に即して研修等を行う。

重点目標 7 伝統・文化等に関する教育の推進

担当：教育指導課

時代の変化とともに、家庭や地域社会において伝統・文化を理解したり経験したりする機会が減っている。また、異文化を理解し大切にしようとする心は、自国の文化への理解が基盤となるため、伝統や文化について理解を深め、アイデンティティを確立する教育を推進する必要がある。

そのため、本市では平成 23 年度より、小学 5 年から中学 1 年で郷土の歴史や伝統文化に関する学習「ふるさと学」に取り組むとともに、市内に数多く存在する文化財や郷土歴史学習施設を活用・連携した行事等を実施している。今後、さらに学習を深める、「古典にふれる場」を作り、体験的な学習機会や、学習成果を活用・発揮できる場面の充実に取り組む。

【平成 28 年度の主な取り組み】

1. 郷土の歴史や文化・伝統に関するふるさと学の推進

児童生徒が故郷を愛し、誇りに思い、語れることをねらいとして、オリジナルの副読本を活用した「ふるさと学」の時間などを通じ、郷土の歴史や文化、伝統をはじめ、河内長野に関する学習の充実に努める。学習の展開にあたっては、滝畑ふるさと文化財の森センター、ふるさと歴史学習館『くろまろ館』等の郷土歴史学習施設の積極的な活用を図る。

また、教育課程の様々な場面において、古典に関する学習の充実に努める。

【事業名：教科用図書給与事業】

2. ふるさと学の充実

副読本を中心とした「ふるさと学」による学習を中心に、ふるさと文化財課学芸員による出前授業やふるさと河内長野作文コンクール、子どもが選ぶ「美しい里」発見事業、年賀はがきコンクールなどを実施し、ふるさと河内長野に愛着を持ち、誇りに思う児童生徒を育成する。

平成 28 年度の重点目標評価					
妥当性	A	効率性	A	有効性	A
平成 28 年度の取り組み及び成果					
☐ 社会科等において、地域学習についての取り組みやふるさと学の時間を設け、全市立小中学校の小学校 5 年生から中学校 1 年生において、郷土の歴史や伝統文化等に関する学習に取り組んだ					
☐ 全小学校中学年において、副教材「わたしたちの河内長野」により地域学習を実施するとともに、全市立小中学校の小学校 5 年生から中学校 1 年生まで、各学年 6 時間、全 18 時間にわたり、ふるさと学テキスト「かわちながの物語」を活用しながら、ふるさと学授業を計画的に実施することができた。また、学芸員による出前授業において、地域の歴史や寺が池のお話、河内長野の昔話などの歴史学習講座を行った。					
☐ 外部団体と共催で、ふるさと河内長野作文コンクール、子どもが選ぶ「美しい里」発見事業、年賀はがきコンクールを実施した。					
各事業の実績等					
1. 学校運営事業【継続事業】					
(1) 事業の目的					

各学校園の特性を踏まえた組織的・機動的な学校運営の円滑化を図る。

(2) 平成 28 年度の実績

① 教科用図書給与事業

市立小中学校の教育活動で使用する副読本を作製し、在学児童・生徒に配布した。

河内長野ふるさと学テキスト「かわちながの物語」 小学 5・6 年生、中学 1 年生

2. 学校での取り組みについて

- ・ 全市立小中学校の小学校 5 年生から中学校 1 年生において、郷土の歴史や伝統文化等に関する学習に取り組んだ。各学年 6 時間、全 18 時間にわたり、ふるさと学テキスト「かわちながの物語」を活用しながら、ふるさと学授業を計画的に実施することができた。
- ・ 図書館やふるさと歴史学習館、ふるさと交流課の協力を得て、地域の歴史や寺が池のお話、河内長野の昔話などの歴史学習講座を各学校で行った。
- ・ 外部団体と共催で、ふるさと河内長野作文コンクール、年賀はがきコンクール、子どもが選ぶ「美しの里」発見事業を実施した。

今後の課題及び次年度以降の取り組みについて

- ☐ 子どもたちが我が国や郷土について自ら学ぶ体験的な学習機会や、学習成果を活用・発揮できる場面が限定されがちのため、学習機会等をつくるための取り組みを進める必要がある。
- ☐ 「ふるさと学」を支援するため、子どもたちがふるさと学の良さに気づき、ふるさとに対する思い等を表現する「ふるさと作文コンテスト」を継続的に実施する。また、「ふるさと歴史学習館」や「滝畑ふるさと文化財の森センター」などの学校外の教育施設を活用し、体験的な学習機会などを充実していく。
- ☐ ふるさと河内長野作文コンクールや「美しの里」発見事業、年賀はがきコンクールの中で、郷土の良さに気付いたり、愛着を持ち、誇りに思ったりする児童生徒の育成を目指す。

重点目標 8 英語教育や ICT 環境等を活用した特色ある活動の充実

担当：教育指導課

今日、国際化や情報化が進展し、異なる文化や歴史を有する人々と共に生きる社会において、国際社会の一員として、自ら考え、意見を伝え、主体的に行動する態度や能力を育成することが求められている。そのために、外国の言語や文化に対する理解を深めるとともに、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図ることを目標として英語教育を積極的に推進し、国際理解を深める授業や体験活動の充実を図る必要がある。

そのため、テレビ会議システム等の ICT 機器を活用し、国際交流により文化や伝統等を学ぶ体験的学習を進め、異文化に対する理解を深める。また、全校に配置している NET（外国人英語指導員）を活用し、小学校 1 年生から 6 年生までの英語活動の授業に取り組む。

【平成 28 年度の主な取組み】

1. 全校に配置している NET を活用し、小学 1 年生から 6 年生までの英語活動を実施

全校に配置している NET を活用し、市内全ての小学校において、1 年生から 6 年生までの英語学習を実施する。

【事業名：英語教育推進事業】

2. テレビ会議システムを活用した海外との交流授業の推進

テレビ会議システムを積極的に活用して、海外との交流や協働学習を展開し、国際理解教育を推進する。

【事業名：子ども教育支援センター事業】

3. ICT の効果的活用による授業改善の推進や情報活用能力の育成

ICT 機器を授業に効果的に取り入れることにより、子どもたちの学習意欲や学習効果を高め、主体的・協働的な学びの実現や情報活用能力の向上に努める。

【事業名：情報教育推進事業】

平成 28 年度の重点目標評価					
	妥当性	A	効率性	A	有効性
					A
平成 28 年度の取り組み及び成果					
□ 児童生徒が自ら積極的にコミュニケーション能力の向上を目指す意欲を育成し、言語を用いた思考、その思考した内容を正確に伝達する能力である言語力の基礎的な能力を培うための英語学習に取り組み、さらに我が国及び諸外国の文化や伝統を学ぶ取り組みを進めた。 また、英語によるスピーチコンテスト「イングリッシュフェスティバル」への参加者が増加するなど、児童生徒の英語に関する興味・関心をより高めることができた。 □ 全市立小学校教員・中学校英語科教員対象の英語研修を実施し、英語活動・英語授業においてコミュニケーション場面を取り入れた授業を行う教員が増加し、テレビ会議システムを活用した国際交流を積極的に行うことで、子どもたちの国際化に対応する力の基礎となる英語に親しむ能力や、英語によるコミュニケーション能力の向上を図ることができた。 また、小学校の英語の教科化の動きに対して、教員研修を実施するとともに、英語活動の公開					

授業を行い、教職員の指導力向上を推進した。
各事業の実績等
1. 学校教育推進事業【継続事業】
(1) 事業の目的 創意と活力に満ちた特色ある学校園づくりに寄与し、子どもたちの心身ともに健やかな成長を図る。 (2) 平成 28 年度の実績 ① 英語教育推進事業 (i) 外国人英語指導員による英語指導事業 国際理解教育の一環として、全小学校が教育課程特例校として申請し、5・6年生は週1回、1～4年生は隔週1回(天野小学校と高向小学校は週1回)の英語活動を実施した。授業は学級担任と外国人英語指導員とのチームティーチング(複数の教師が協力して教育指導にあたる方式)で進め、「聞く」「話す」活動を中心として、コミュニケーション能力の育成に努めた。 市立各中学校においては、国際化時代に対応できる生徒の育成をめざして、英語のSpeaking・Listening能力の向上とともに外国文化などへの興味・関心を幅広く高めることを目的として、英語科において、学級担任と外国人英語指導員とのチームティーチングによる授業を実施した。 (ii) イングリッシュフェスティバル 日頃の学習の成果を踏まえ、児童生徒たちが自らの意見を英語で発表する機会(詩の朗読、歌、暗唱、スピーチ、プレゼンテーションなど)として、市内4高等学校との共催で「第13回河内長野イングリッシュフェスティバル」を開催(期日:平成28年11月20日 発表者数:139人)した。 (iii) イングリッシュサロン 日本人教員と外国人英語指導員とが英会話やワークショップでの活動を通して、児童生徒の指導について共通理解を図り、今後の授業の円滑な実施をめざすとともに、英語教育、英語活動のさらなる充実のために日本人教員が外国人英語指導員と英語によるディベート、ディスカッションなどを行い、実践的な英会話能力の向上を図ることを目的にイングリッシュサロンを開催(期日:平成28年8月4日 参加者数17人)した。 (iv) イングリッシュサマースクール 夏休みの期間に、本市の外国人英語指導員と小中一貫教育の取り組みを活用して、市内全中学校区において、小学生が中学校へ行き、子どもたちの豊かな言葉の力と英語への関心を育む機会を設定するイングリッシュサマースクールを実施(期日:平成28年7月21日～28日 参加者数:73人)した。 ② 情報教育推進事業 教員が使用する教育研究用パソコンを各校に設置し、情報教育をはじめ、授業や教材づくり等に活用(賃借料:平成26年度更新分 年額824,580円、平成28年度更新分 年額946,836円)した。

2. 子ども教育支援センター事業【継続事業】

(1) 事業の目的

教育に関する調査・研究及び研修、教育情報の提供並びに教育相談等を実施し、教育の振興発展を図る。

(2) 平成 28 年度の実績

① 子ども教育支援センター事業

教育メディアセンターとして、授業におけるインターネット、コンピュータ活用の推進を図るため、情報教育のアドバイザー（学校園の機器操作法の研修や支援、保守(修理)依頼を要しないトラブル対応などを行う）を全市立小中学校に派遣（各学校：750回 外国との交流等 TV 会議：171回）した。

3. 学校での取り組みについて

- ・ 全小学校が教育課程特例校として申請し、5・6年生は週1回、1～4年生は隔週1回（天野小学校・高向小学校は週1回）の英語活動を実施し、「聞く」「話す」活動を中心として、英語に慣れ親しみながら、コミュニケーション能力の育成に努めた。
- ・ 市立中学校においては、英語の Speaking・Listening 能力の向上とともに外国文化などへの興味・関心を幅広く高めることを目的として、教科担任と外国人英語指導員とのティームティーチングによる授業を実施した。
- ・ 夏休みに市立小学校の児童対象にイングリッシュサマースクールを実施し、さらに発展した英語を用いてコミュニケーション能力を高める活動を実施した。
- ・ 児童生徒たちが自らの意見を英語で発表する機会（詩の朗読、歌、暗唱、スピーチ、プレゼンテーションなど）として、イングリッシュフェスティバルを実施した。全市立小中学校と市内1私立中学校および市内4高等学校から参加した。
- ・ 各校において、オーストラリアをはじめとする海外の小中学校との語学・文化交流を積極的に取り組むことにより、身につけた英語を実際に活用して伝わる喜びを感じさせ、コミュニケーション能力の育成に努めた。また、JICA 等との連携による遠隔交流授業により、多文化理解・共生に対する意識の醸成に繋げることができた。

今後の課題及び次年度以降の取り組みについて

- ☐ テレビ会議システムを活用した諸外国の学校等との交流を市内小中学校で引き続き実施し、全ての子どもが英語を活用したコミュニケーション力の向上を図ることができる機会をより多く設定する。
また、テレビ会議システムを活用した交流を継続的に取り組む中で、これまで以上に子どもたちが国際社会について学習することができるように、外部機関との連携をさらに強化し、国際教育への取組みを推進していく。
- ☐ 小学校英語の教科化に向けて、英語活動推進教師が中心に文部科学省からの最新情報を伝達し、先進的な研究を進める。また、中学校については、市内全中学校に CAN-DO リスト活用を進める。

重点目標 9 多文化共生への支援

担当：文化・スポーツ振興課

社会のグローバル化が進み、身近な地域においても様々な国籍を有する人たちが生活している。出身地をはじめ生活様式や文化、言語などに関係なく、互いの違いを尊重し合い、同じ地域社会の構成員として共に生きていくことが求められている。また、国際化社会に適応できる人材の養成も課題である。

そのため、小・中学生に対する国際理解授業や市民対象の国際理解講座などの啓発活動を展開するとともに、河内長野市国際交流協会をはじめとする市民団体との協働による各種の取組みを進める。

【平成 28 年度の主な取組み】

1. 国際理解のための啓発事業等の推進

河内長野市国際交流協会との協働により、在住外国人を市立小中学校に講師として派遣し、児童生徒の多文化共生理解を深める。

また、市民を対象とした多文化共生に関する講座などの事業を実施する。

【事業名：国際化推進事業】

2. 多言語による情報提供の推進

複数の言語による「外国人のための生活ガイドブック」の作製等、多言語による市の情報提供を進める。

【事業名：国際化推進事業】

3. 国際交流関係団体との連携強化

本市の国際交流の要として、市民が主体となって河内長野市国際交流協会が実施する様々な事業に対して、市から財政的な支援を行うとともに、市民との協働により事業を実施する。

【事業名：国際交流協会関係事業】

平成 28 年度の重点目標評価					
	妥当性	A	効率性	A	有効性
					A
平成 28 年度の取組み及び成果					
☐ 子どもたちの多文化に対する理解を進めるため、市立小中学校の総合学習の時間に行なわれている「国際理解授業」に、8か国の外国人講師を計6校へ派遣した。また、一般市民に向けて、「世界情勢ここに注目！」をテーマに講演会を2回実施し、延95名の参加者を得た。					
☐ 外国人も地域社会の一員として充実した生活が送れるように、3ヶ国語による外国人のための生活ガイドブックを作成した。					
また、地域の人々とともに防災活動に参加することは、顔の見える関係づくりができる機会である。今年度は今後の防災活動に繋げるため、平成29年3月26日（日）に河内長野市立長野小学校体育館において、講演会が実施され、95名が参加した。					
☐ 地域在住者で日本語が不自由な外国人や帰国者のために日本語サロンを市内3施設において合計129回開設し、延1,039人の学習者を得た。					
また、語学クラブにおいて、英語（初級・中級・フリートーキング）、中国語（入門・初級）、韓国語（入門・初級・中級）、スペイン語（初級）による延1,776名の参加者を得た。					

各事業の実績等
1. 国際化推進事業【継続事業】 (1) 事業の目的 国際化の潮流が加速する現状において、在住外国人が良好な市民生活を送ることができ、市民も今後の国際化社会に柔軟に適応できるようになることをめざす。 (2) 平成 28 年度の実績 ① 国際化推進事業 多文化共生の観点から、在住外国人が本市で安心して生活できるように、また地域社会で地域住民と円滑な生活ができるように、各課で作成している資料を翻訳した。 翻訳内容 ①「すこやか健康年間事業案内」 ②「ごみと資源の分け方・出し方」 ③「避難情報・勧告・指示の発令・解除」 翻訳言語 英語・韓国語・中国語 2. 国際交流協会関係事業【継続事業】 (1) 事業の目的 市民の自主的な運営による国際交流協会の活動等に対し、必要な支援を通して、国際交流の促進・国際理解の高揚、外国人とともに暮らせる地域づくりなど、本市の市民による国際交流の推進に寄与する。 (2) 平成 28 年度の実績 ① 国際交流協会支援事業 河内長野市国際交流協会（K I F A）に財政支援を行い、同協会の市民主体による様々な交流事業を市と市民（会員）との協働により実施した。 ・ 交流活動事業 互いの文化を理解し、心とところをつなぐ交流会や市民が異文化を知る機会を提供した。 ホストファミリー事業、フィリピン訪日団受入、外国人ゲスト・留学生との交流など ・ 日本語支援活動事業 在住の外国人をはじめ、国籍を問わず日本語学習支援や情報交換等の事業を行った。 日本語サロン、オープンディ（発表会）、日本語ボランティア講座など ・ 多文化共生活動事業 誰もが安心して暮らせる環境づくりや、お互いが助けあえる、顔のわかるネットワークづくりのための事業を行った。 多文化共生講座・講演会、たすけあい広場、多文化サロン、多言語進路ガイダンスなど ・ 語学交流活動事業 学んだ知識を翻訳やコミュニティ通訳に生かせるよう、語学レッスンで交流した。 語学クラブなど ・ 青少年育成活動事業 青少年を対象に、早い時期から国際的感覚を身に付けられるような事業を行った。

ヤングアメリカンズ、国際理解授業など

・ 広報活動事業

国際交流協会会員に対し、同協会の活動内容の報告やイベント情報の周知を行った。
協会ニュースレター「KIFA レポート」、ホームページ、メールマガジンなど

・ カーマル市交流活動事業

姉妹都市提携を結んでいるカーメル市（アメリカ合衆国）との交流事業を実施した。
姉妹都市訪日団との交流、姉妹都市子ども絵画交換など

② 平成 28 年度河内長野市国際交流協会会員数（単位：口数）

個人（学生）会員	3
個人（一般）会員	371
家族会員	78
団体会員	19
計	471

③ 国際交流基金積立金

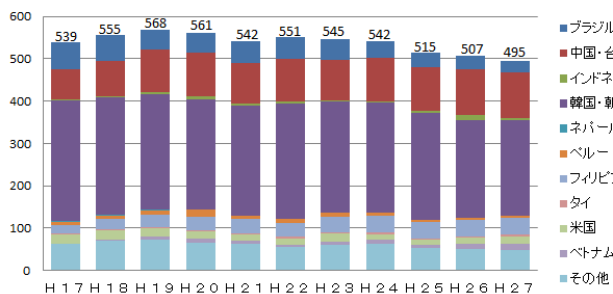
河内長野市国際交流基金運用益金（単位：円）

区分	金額（円）	備考
平成 2 7 年度末基金残高	105,690,000	
平成 2 8 年度末基金残高	105,973,000	
平成 2 8 年度運用利子収入	422,531	国際交流事業に充当

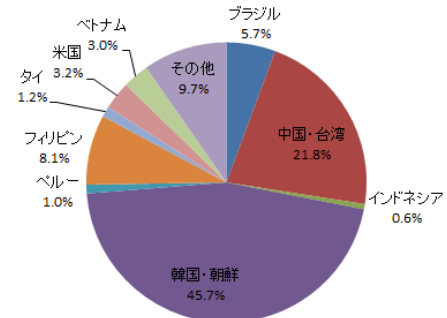
今後の課題及び次年度以降の取り組みについて

- ☐ 外国人のための生活ガイドブックの内容の更新、充実を図り、引き続き多言語による情報提供に努める。
- ☐ 今後も日本語サロンを継続的に開催し、在日外国人等への日本語への支援を推進する。
- ☐ 河内長野市国際交流協会との連携を図り、国籍や民族などが異なる人々がともに地域社会の構成員として共に生きる多文化共生社会の構築につながるよう、様々な取り組みを推進する。

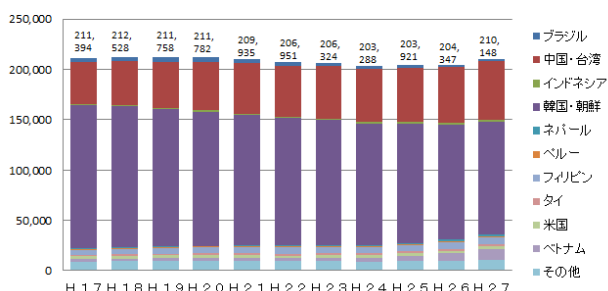
<参考> 河内長野市外国籍市民数の変遷



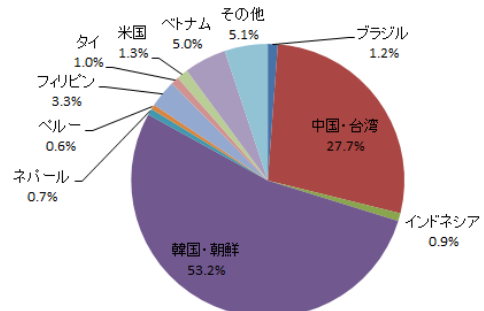
河内長野市外国籍市民数(H27年度)



大阪府外国籍府民数の変遷



大阪府外国籍府民数(H27年度)



歴史文化遺産は、市民が「ふるさと河内長野」らしさを感じ、地域に対する誇りを持ち、これらを大切にすることを育む上で、大きな役割を果たす貴重な地域資源である。少子高齢化や人口の流動化が進む中で、郷土への関心を喚起することで、地域の歴史文化遺産を継承し、ふるさとを大切にすることができる人材を育成することが課題となっている。

そのため、学校教育及び社会教育において、歴史文化遺産を活用した人材育成の充実を図る。また、地域に誇りと愛着を持ってボランティア活動等に取り組む市民と幅広く連携し、保存・継承活動を推進するとともに、各種イベント等を通じて、その活用による地域の活性化にも視点を置いた事業展開を進める。

【平成 28 年度の主な取組み】**1. 指定文化財の保存・継承と活用の推進**

- ① 金剛寺金堂等保存修理事業の他、5 件の国指定文化財保存修理事業、2 件の市指定文化財保存修理事業、1 件の国登録文化財の保存修理事業と施設管理事業等に対し市より補助を行うことで事業を推進する。

【事業名：指定文化財保存事業】

- ② 平成 24 年 1 月 24 日に国史跡に指定された烏帽子形城跡について、『史跡烏帽子形城跡整備基本計画』に基づく整備工事を実施する。

平成 28 年度は、サイン設置、見学道整備、樹木の間伐を行う。

【事業名：史跡烏帽子形城跡整備事業】

- ③ 市内における歴史文化遺産の保護、活用の指針として策定した「河内長野市歴史文化基本構想」にもとづき「河内長野市文化財保存活用計画」の策定作業を進める。

【事業名：歴史文化基本構想等策定事業】

- ④ 展示施設での文化財の展示や体験学習を進める。

【事業名：ふるさと歴史学習館事業、滝畑ふるさと文化財の森センター活用事業、河内長野市指定文化財旧三日市交番活用事業】

2. 未指定文化財の調査

未指定の文化財の調査を行い、必要に応じて保存措置の検討を行う。

また、個人住宅の建設等の際、敷地内の埋蔵文化財の発掘調査を行う。

【事業名：埋蔵文化財発掘調査事業、文化財保護審議会事業】

3. 普及啓発図書の作成

市内の歴史・文化について、市民等の理解や学習を深めるため、市内の文化財を分かり易く解説した図書『河内長野の中世村落』を刊行する。

【事業名：歴史遺産活用事業】

4. ぐるっとまちじゅう博物館の開催及び子ども文化財解説の実施

市内の文化財の公開事業である「ぐるっとまちじゅう博物館」では、普段は公開されていない文化財の公開を行うとともに、地域の小学校の児童による子ども文化財解説を実施する。

【事業名：歴史遺産活用事業】

平成 28 年度の重点目標評価					
妥当性	A	効率性	A	有効性	A
平成 28 年度の取り組み及び成果					
□ 国、府、市の指定文化財について国、府と連携して適切な管理、修理事業を実施した。 □ 史跡烏帽子形城跡保存管理計画・整備基本計画に基づき、史跡烏帽子形城跡のサイン整備、遺構の整備、間伐等を行った。 □ 「河内長野市歴史文化基本構想」に基づいて「河内長野市文化財保存活用計画」策定を進めた。 □ ふるさと歴史学習館では、小学校 3・6 年生が来館し、それぞれの学校や学年のニーズに対応した歴史体験教室を実施した。また、常設展示のほか、延べ 10 回の企画展示を実施し、企画展示に関連した講座や歴史体験教室など、延べ 6 回の講座や体験教室を実施し、7,058 人の入館者があった。 □ 市内の文化財の保存・活用を進めるため、指定文化財の修理方針や史跡整備方針について、河内長野市文化財保護審議会で審議を行った。また、未指定文化財調査事業として、自治会収蔵資料調査を行った。 □ 個人住宅の建設等の際、埋蔵文化財の試掘調査、発掘調査を行った。また、埋蔵文化財発掘調査の成果を報告するため、報告書を 1 冊刊行した。 □ 河内長野市内の遺跡について市民にもわかりやすく解説した図書（普及啓発図書）として、『河内長野の中世村落』を刊行し、図書館及び市立小中学校に配布するとともに、市内の書店で販売した。 □ 市民の郷土の歴史に対する理解が深まるよう、滝畑ふるさと文化財の森センターとふるさと歴史学習館のそれぞれの特色を生かした取り組みとして、講座や体験事業などの取り組みを実施した。 □ 滝畑ふるさと文化財の森センターでは、常設展示のほか、旧梶谷家での第 8 回古民家ミニコンサートの開催など、4,305 人の入場者があった。 □ 公益社団法人全国社寺等屋根工事技術保存会（文化財である社寺等屋根工事の技術保存とその研究向上を図り、社寺屋根工事技術者、檜皮採取者養成研修及び文化財修理用資材の確保等を行う全国組織）との共催で、檜皮採取者養成研修及び檜皮採取林の育成事業を 1 回実施した。 その成果として、市有林の育成を通じ、檜皮葺屋根の資材を確保し、檜皮の供給地を保全し、同時に檜皮採取者の後継者の育成に協力することができた。 □ 大阪府立大学からの実習生を受け入れ、学生の茅刈り体験を実施した。実習生に文化財修復資材の確保や茅場保全の重要性を認識してもらうことにより、文化遺産の維持継続のための普及啓発を推進することができた。 □ ぐるっとまちじゅう博物館等、文化遺産を活用した事業を実施し、市内の文化遺産の魅力を発信した。					

各事業の実績等

1. 指定文化財保存事業【継続事業】

(1) 事業の目的

本市に所在する全国有数の歴史文化遺産を適切に保存し、次世代に継承する。

(2) 平成 28 年度の実績

有形文化財の管理・修復や無形文化財の継承・保存等に対して指導助言するとともに、河内長野市文化財保護条例・同条例施行規則、文化財保存事業補助金交付要綱に基づく補助金を交付し、指定文化財の適切な保存・管理を推進した。

① 国指定文化財保存事業

金剛寺金堂外 2 棟修理など全 22 件の保存事業に対して指導助言し、補助金を交付した。

② 府指定文化財保存事業

福田家住宅管理費など全 6 件の保存事業に対して指導助言し、補助金を交付した。

③ 市指定文化財保存事業

西代神楽保存継承など全 12 件の保存事業に対して指導助言し、補助金を交付した。

④ 指定文化財の保存等のための調整

指定文化財の保存修理のため、国及び大阪府と調整・協議を行った。

2. 河内長野市指定文化財旧三日市交番活用事業【継続事業】

(1) 事業の目的

高野街道三日市宿があった三日市町への交流人口の拡大をめざし、地域住民の地域への関心と愛着を育むために、河内長野市指定文化財旧三日市交番の活用を行う。

(2) 平成 28 年度の実績

河内長野市指定文化財旧三日市交番について三日市小学校区連合町会との協働によって施設の管理・運営を行い、施設内でのパネル展示、文化財展示を行った。

① 河内長野市指定文化財旧三日市交番管理事業

- ・開館日数 138 日 入館者数 2,945 人
- ・春期特別開館 「大阪府警 60 年の歩み」
 - ・5 月 14 日（土）～5 月 22 日（日）
- ・秋期特別開館 「高野街道を歩く」
 - ・10 月 22 日（土）～10 月 30 日（日）
- ・第 1 期常設展「よみがえる油屋旅館」4 月から 7 月
- ・第 2 期常設展「三日市の文化財 4 ～奈良・平安時代の三日市～」
 - 「喜多町遺跡発掘調査速報展」8 月から 11 月
- ・第 3 期常設展「楠木正成～大楠公～」12 月から 3 月

3. 滝畑ふるさと文化財の森センター活用事業【継続事業】

(1) 事業の目的

文化遺産の保護に必要な植物性資材に関する技術的研修及び普及啓発活動を推進するとともに、豊かな自然の中で地域の資産を活かした体験学習の場を提供することにより、社会教育の振興を図る。

(2) 平成 28 年度の実績

文化遺産を後世に伝えていくために文化財の保存修理に地産地消の考え方を取り入れ、植物性屋根葺材の確保と資材に関する技能者の養成、また、その意義を普及啓発することを目的として、下記の事業を実施するとともに、豊かな自然の中で地域の資産を活かした体験学習の場を提供することにより、社会教育の振興を図った。

① 檜皮採取者養成研修

(公社) 全国社寺等屋根工事技術保存会との共催により、檜皮葺屋根の資材確保と檜皮採取者の後継者養成を目的に、檜皮採取者養成研修及び檜皮採取林の育成事業を河内長野市滝畑の千石谷市有林において実施した。

第 1 回 平成28年8月22日～ 9月2日 参加者4名

② 茅刈り・山焼き事業

植物性屋根葺材の確保のため、滝畑地区と協働し、カヤ育成のための岩湧山茅場の保全作業を行い、茅刈り作業(刈取り束数 2,200 束)を平成 29 年 3 月に実施した。

③ 滝畑ふるさと文化財の森センター運営管理

(i) 資料館

入館者数 4,305 人

(ii) 研修宿泊施設管理運営業務

利用者内訳	市内		市外		合計	
	団体数	人 数	団体数	人 数	団体数	人 数
こども会	14	475	0	0	14	475
小・中学校	18	688	7	298	25	986
高校・大学	4	79	19	714	23	793
幼稚園・保育所	15	389	21	868	36	1,257
青少年育成団体	24	1,378	4	81	28	1,459
その他	46	1,377	63	2,049	109	3,426
合計	121	4,386	114	4,010	235	8,396

4. 史跡烏帽子形城跡整備事業【継続事業】

(1) 事業の目的

平成 23 年度に国史跡となった史跡烏帽子形城跡を適切に保存し、活用する。

(2) 平成 28 年度の実績

平成 23 年度に国の史跡に指定された烏帽子形城跡について、サイン整備、遺構の整備、間伐等

を行った。

① サイン整備

誘導サイン・説明板 32 基を設置した。

② 史跡内の樹木の間伐工事

頂上からの眺望を確保し、山城遺構の形状を見やすくするために、樹木の間伐等を行った。

5. 歴史文化基本構想等策定事業【継続事業】

(1) 事業の目的

本市における文化財保護のマスタープラン（最上位の計画）である歴史文化基本構想に基づき、具体的に施策を進めるための計画である河内長野市文化財保護・活用計画の策定を進めた。

(2) 平成 28 年度の実績

① 河内長野市歴史文化基本構想等策定委員会の開催

平成 28 年 11 月 18 日（金）に第 7 回河内長野市歴史文化基本構想等策定委員会を開催し、本市の歴史文化遺産保存活用の現状と、今後進めるべき歴史文化遺産保存活用の事業概要（案）について説明を行い、審議を行った。

6. ふるさと歴史学習館事業【継続事業】

(1) 事業の目的

郷土資料を収集し、地域に伝わる文化財の重要性を啓発する。文化財愛護の精神を醸成するため必要な事業を実施する。

(2) 平成 28 年度の実績

① ふるさと歴史学習館展示

常設展示のほか、特別展示室・エントランスなどで延べ 10 回の企画展示を実施した。

<エントランス展示>

展示内容	期間	入館者数等
歴史クイズ むかしの道具	7 月 16 日(土)～8 月 31 日(水)	クイズ体験者数 148 人
今年も、ふわふわの綿がとれたよ！	10 月 22 日(土)～12 月 28 日(水)	期間中入館者数 1,735 人
招福酉年～縁起物で良い年を～	1 月 7 日(土)～1 月 29 日(日)	期間中入館者数 201 人
御殿飾りのひな人形	2 月 11 日(土)～4 月 2 日(日)	期間中入館者数 1,169 人

<収蔵庫展示>

展示内容	期間	入館者数等
節句幟	4 月 16 日(土)～6 月 8 日(水)	期間中入館者数 1,666 人

＜特別展示室展示＞

展示内容	期間	入館者数等
南河内の発掘成果展	5月25日(水)～7月3日(日)	期間中入館者数 768 人
かわちながの炭ものがたり	5月25日(水)～7月3日(日)	期間中入館者数 768 人
みんなの知らない布の世界～ 河内木綿といろいろな布～	7月30日(土)～9月22日(木)	期間中入館者数 949 人
観心寺がつくった中世世界	10月15日(土)～12月28日(水)	期間中入館者数 1,789 人
観心寺恩賜講堂と楠公顕彰	1月21日(土)～3月26日(日)	期間中入館者数 1,303 人

② ふるさと歴史学習館講座

企画展示に関連した講座や歴史体験教室など、延べ6回の講座や体験教室を実施し、計438人の参加者があった。

③ ふるさと歴史学習館施設管理運営業務

市内で行った発掘調査の整理作業を行うとともに、市民の郷土理解を深めるため、歴史・芸術・民俗などに関する資料を収集し、保管・展示を行った。展示など館運営にはボランティアの協力を受けた。年間入館者数は7,058人であった。

④ 館蔵品の保存修理

古文書と紺屋型紙の保存修理を行った。

7. 埋蔵文化財発掘調査事業【継続事業】

(1) 事業の目的

市内に所在する埋蔵文化財を保護する。

(2) 平成28年度の実績

開発行為から埋蔵文化財を保護するために、周知の埋蔵文化財包蔵地及びそれ以外でも500㎡以上の開発については、開発者負担により開発前に埋蔵文化財の試掘調査、発掘調査を行った。

ただし、開発が個人住宅によるもの、もしくは小規模事業者が行うものであった場合は国費及び市費により実施した。

① 周知の埋蔵文化財包蔵地（文化財を包蔵する土地）内の開発

・民間開発による発掘届（文化財保護法93条）	55 件
・公共事業に伴う発掘通知（文化財保護法94条）	10 件
・民間開発に伴う発見届（文化財保護法96条）	0 件

② 埋蔵文化財包蔵地以外で500㎡以上の開発

・試掘依頼件数	7 件
---------	-----

③ 民間開発事業に伴い実施した埋蔵文化財発掘調査

・国費及び市費で実施した埋蔵文化財発掘調査 ・原因者負担により実施した埋蔵文化財発掘調査	3 件 1 件
④ 埋蔵文化財発掘調査報告書の刊行 埋蔵文化財発掘調査の成果を報告するための報告書を 1 冊作成した。 『河内長野市文化財調査報告書第 63 輯 河内長野市埋蔵文化財調査報告書 38 喜多町遺跡Ⅱ』	
8. 文化財保護審議会事業【継続事業】 (1) 事業の目的 市内歴史文化遺産を評価し、適切な保護及び活用の方針を検討する。 (2) 平成 28 年度の実績 文化財保護審議会を開催し、市内文化財の保全・活用について審議を行った。 ① 平成 28 年度 第 1 回河内長野市文化財保護審議会の開催 平成 28 年 10 月 3 日（月）に開催し、5 件の報告を行った。 ・報告「国史跡烏帽子形城跡整備事業 平成 27 年度事業実施報告及び平成 28 年度事業実施状況」について ・報告「国史跡烏帽子形城跡整備事業 平成 29 年度事業実施計画（案）」について ・報告「文化財保存活用計画」について ・報告「文化財登録原簿への登録手続き」について ・報告「平成 27 年度 事業報告」について ※ 文化財保護審議会：文化財保護法第 190 条第 1 項、河内長野市附属機関設置条例に基づき、河内長野市の区域内に存在する文化財の保護及び活用に関して、教育委員会の諮問に応じ、意見を述べるための審議会。	
9. 歴史遺産活用事業【継続事業】 (1) 事業の目的 市内の歴史文化遺産を活用した事業を実施し、河内長野市民にふるさとへの愛着心を育み、市外へ向けて市の魅力を発信する。 (2) 平成 28 年度の実績 市内の文化財の現地公開、講演会等を通じて、市の魅力の発信し、市民の地域に対する関心と愛着を育んだ。 ① シンポジウム「五感で感じる奥河内の中世世界」 河内長野市・大阪大谷大学連携協定締結記念事業として、大阪大谷大学との連携によって中世をテーマとしたシンポジウムを平成 28 年 11 月 5 日（土）に開催し、135 名の参加を得た。 ② ぐるっとまちじゅう博物館 2016	

市域全体を博物館とみたと、各年度で地域を設定して文化財を現地公開する「ぐるっとまちじゅう博物館」について、平成 28 年度は川上地区を対象として平成 28 年 11 月 25 日から 27 日の間で実施し、約 2,575 人の参加者を得た。

③ 郷土・歴史学習事業

学校との連携事業として、市立小学校 13 校の 3 年生～6 年生・市立中学校 4 校の 1 年生、高等学校を対象として、年間 60 回、文化財担当職員が小中、高等学校で郷土の歴史について解説を行った。また、学習の成果を活かして平成 28 年 11 月 25 日に川上小学校 6 年生児童が観心寺と延命寺で、平成 28 年 11 月 29 日に天野小学校 6 年生児童が天野山金剛寺で来訪者に文化財の解説を行った。

④ 文化財普及啓発図書刊行事業

発掘調査の結果をもとに市内の文化財について、より理解を深めることを目的とした普及啓発図書を刊行した。

・シリーズ河内長野の遺跡 11「河内長野の中世村落」

⑤ 国指定重要無形文化財の記録作成

国指定重要無形文化財保持者の秋山信子氏の人形展の様子を記録した映像を作成した。

⑥ 日本遺産認定応援講演会「中世のサムライヒーロー楠公さん」

神戸市、四條畷市、島本町、千早赤阪村、富田林市、観心寺と連携し、日本遺産認定申請の題材である「楠木正成・正行親子」をテーマに平成 29 年 3 月 4 日（土）に観心寺で講演会を実施した。

今後の課題及び次年度以降の取り組みについて

- ☐ 国、府、市の指定文化財について、補助の在り方について検討を行いつつ、引き続き、国、府と連携して適切な管理、修理事業を実施する。
- ☐ 史跡烏帽子形城跡保存管理計画・整備基本計画に基づき、史跡烏帽子形城跡の整備工事を進める。
- ☐ 平成27年度に策定した河内長野市歴史文化基本構想に基づく河内長野市文化財保存活用計画を平成30年度までに策定し、これらに基づき本市の歴史文化遺産の保存と活用を進める。
- ☐ 未調査の文化財について調査を進め、必要に応じて文化財保護審議会に諮問し、答申を得て、指定を行う。
- ☐ ふるさと歴史学習館等の施設において、歴史文化遺産の普及啓発を進めるため、各施設の特性を生かした体験メニュー等、多くの人にとって魅力ある企画の立案を行い、事業を実施していく。
- ☐ 文化財修復資材の地産地消の推進のため、引き続き植物性屋根材を使用した茅葺き屋根の資材確保と、檜皮採取者の後継者育成を実施する。
- ☐ 市における文化遺産の価値をさらに共有化するため、各種事業等を通じて、公開と活用を進める。
- ☐ 市内の文化遺産について理解を深めるため、今後も継続して講演会等の開催を行っていく。

重点目標 1 1 保幼小連携による幼児期の教育の充実

担当：教育指導課

人間形成の基礎を培う重要な幼児期の教育を充実させるため、「幼稚園教育要領」や「保育所保育指針」、「保幼小連携型認定こども園教育・保育要領」及び「河内長野市幼児教育推進指針」の趣旨を踏まえ、幼児期の教育に関連する機関や組織が連携し、家庭や地域と力を合わせて子どもを育てることが必要である。

そのため、本市の幼児期の教育の中心的役割を担う幼稚園および保育所（園）、認定子ども園が、一人ひとりの教育ニーズに応じたきめ細やかな教育の充実に努めるとともに、幼児の発達や学びの連続性を保障するために、幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続を図ることが重要である。

河内長野市公私立保幼小連絡会を中心に、幼児期の教育から小学校教育へのスムーズな接続に向けて取り組みを推進する。

【平成 28 年度の主な取組み】

1. 保幼小連携の充実と「河内長野市幼児教育推進指針」をふまえた取組みの推進

市公私立保幼小連絡会を中心に幼児教育の充実を図り、基本的な生活習慣、コミュニケーション能力、自己肯定感、規範意識等を身につけた園児・児童の育成をめざすとともに、幼児教育と小学校教育の連続性を意識したカリキュラムをふまえた教育・保育を推進する。

2. 障がいのある幼児のスムーズな就学に向けての取組みの推進

市教育支援委員会を中心に、各園及び他課との連携を図りながら、配慮の必要な幼児や障がいのある幼児のスムーズな就学について取組む。

特に、就学相談や巡回相談を実施し、保護者に寄り添った支援の充実に努める。幼児期からの一貫性のある支援を提供できるようサポートブック「は一と」を活用し、その取組みを推進する。

平成 28 年度の重点目標評価					
妥当性	A	効率性	A	有効性	A
平成 28 年度の取組み及び成果					
☐ 公私立保幼小連絡会を年 3 回開催し、公私立の保育所（園）・幼稚園との連携を行い、保育所（園）・幼稚園と小学校の状況に関する相互理解が深まった。					
☐ 幼稚園から小学校への円滑な接続を視野に入れ、公私立の保育所（園）・幼稚園の意見も取り入れながら、幼稚園と小学校の連続プログラム（子どもたちの小学校へのアプローチや小学校でのスタートに関する取り組みを示した「アプローチカリキュラム」・「スタートカリキュラム」）の実践に取り組んだ。					
☐ 小学 1 年生の授業を小学校教諭及び保育者が参観し、幼児期と小学校教育のつながりについて理解を深めるための意見交換を行った。					
☐ 公私立の保育所（園）・幼稚園等、幼児の教育、就学前の子育てに携わる関係機関と積極的な情報交換や相互の情報提供を行った。					
☐ 公私立の保育所（園）・幼稚園へ訪問し、配慮の必要な幼児や障がいのある幼児の情報を共有しスムーズな就学について取り組んだ。					

各事業の実績等
学校園での取り組みについて ・ 保育所（園）、幼稚園では「体験入学」や「給食体験」に取り組むなど「アプローチカリキュラム」の実践検証を行った。 ・ 各小学校では、入学した子どもたちがより早く学校生活に慣れるよう、生活科を中心に、「学校たんけん」などに取り組むなど「スタートカリキュラム」の実践検証を行った。 ・ 中学校区での保幼小の連携が進み、幼児期から小学校へのスムーズな接続につながった。 ・ 保育所（園）・幼稚園及び小学校が互いの授業等の様子を参観しあい、保育・教育についてそれぞれが学ぶ機会を設けた。 ・ 子どもたちの就学に際しては、保育所（園）、幼稚園、小学校との間で、きめ細やかな連携に努めた。
今後の課題及び次年度以降の取り組みについて
☐ 公私立保育所（園）・幼稚園が、小学校入学前のアプローチの期間に「幼小連続プログラム」の実践と具体的な取り組みの実践をさらに進め、その実践の成果を相互に共有することが必要である。 ☐ 市内全体の子どもたちが、小学校へスムーズに就学できるよう、公私立保育所（園）・幼稚園との連携を更に図る必要がある。 ☐ 公私立保育所（園）・幼稚園と小学校のスムーズな接続のため、市内の公私立保育所（園）、幼稚園及び認定こども園と連携して「幼児教育推進指針」に基づいた取組みを進めることが必要である。 ☐ 新しい幼児教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領がめざす「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿（※）」を共有し、「幼小連続プログラム」に基づく公私立保育所（園）・幼稚園、小学校での教育活動の報告会や公開授業・保育を実施するなど、公私立保幼小連絡会や保幼小合同研修会の仕組みや内容の充実を図る。 ※ 幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿 1. 健康な心と体 2. 自立心 3. 協同性 4. 道徳性・規範意識の芽生え 5. 社会生活との関わり 6. 思考力の芽生え 7. 自然との関わり・生命尊重 8. 数量・図形、文字等への関心・感覚 9. 言葉による伝え合い 10. 豊かな感性と表現 （文部科学省教育課程部会幼児教育部会 平成28年8月26日 幼児教育部会における審議の取りまとめについて（報告）より抜粋）

重点目標 1 2 豊かな未来を築く力を育む小中一貫性のある指導体制の充実 担当：教育指導課

昨今、中学校入学後、学校になじめず、不登校になったり学習意欲が低下したりするなど中1ギャップの問題が指摘されている。

この段差解消のためには、学校教育では、小中それぞれの校種だけで子どもを育てるのではなく、小中9年間の教育の連携が必要であり、教育目標の共有化と、指導の一貫性や系統性を図る体制づくり等が必要である。

そのため、市内全中学校区で展開している小中一貫教育推進事業をさらに推進し、豊かな未来を築く力をつけるべく、言語活動の充実を基本とした学力向上を柱に据え、市立小中学校で実践できる小中一貫カリキュラムのさらなる充実を図る。

また、様々な分野で市立小中学校と市内高等学校や大学等との連携を推進する。

【平成 28 年度の主な取組み】

1. 「めざす子ども像」の共有、言語活動の充実を基本とした学力向上を柱とした小中一貫教育の推進

小中一貫カリキュラムによる乗り入れ授業等の実施検証・改訂を図り、思考力・判断力・表現力等を育むための言語活動による学力向上を中心に据えた授業研究を、小中乗り入れ授業などを充実させながら進める。また、学習・生活規律の系統化による9年間の育ちを意識した小中一貫の取組みを推進する。

【事業名：小中一貫教育推進事業】

2. 市内高等学校や大学等との連携の充実

中学校英語教育や小学校外国語活動の発表の場として市内高等学校と共催しているイングリッシュフェスティバル、公私立交流授業などを今後も継続し、さらに連携を深める。

また、次世代の教員育成と市立小中学校の児童生徒の学習や部活動のサポート等のために、大学等との連携を進める。

平成 28 年度の重点目標評価					
妥当性	A	効率性	A	有効性	A
平成 28 年度の取り組み及び成果					
☐ 平成24 年度より全中学校区で小中一貫教育推進事業を行い、教科や領域別に、市立小中学校で共通して実践できる小中連続カリキュラムである「つながりアップ・カリキュラム」の修正に取り組み、系統的な指導方法の研究を進めた。このカリキュラムに基づき下記のとおり取組みを進めることができ、全中学校区において成果報告会を開催した。					
☐ 小中学校合同行事を実施することなどを通じて、各校の教職員間で児童生徒に対する理解が相互に深まった。					
☐ 同一中学校区内の小中学校間で、相互に乗り入れ授業等を行い、授業や行事における子どもたちへの指導を通して、小中学校の教員が、児童・生徒それぞれに対する理解を深めた上で、効果的な教科指導や生活・生徒指導を行った。					
☐ 中学校の教科担任制に備えて、小学校で一部の授業の教科担任制に取り組んだ。					
☐ 同一中学校区内の小中学校間で、授業や行事等を合同で実施し、中学校での学習や学校生活に					

対する児童の不安解消を図った。また、小学校6年生が中学校に出かけて授業を受ける、小中学校が合同で道徳の授業を実施する、小中合同リーダー研修において防災訓練を実施する、中学生による調べ学習の小学生へのポスターセッション(※)を実施するなど、各中学校区にて特色ある取り組みが計画、実施された。

※ ポスターセッション：発表者が調べた内容をポスターにまとめて掲示し、参加者に説明するもの。

各事業の実績等

1. 学校教育推進事業【継続事業】

(1) 事業の目的

創意と活力に満ちた特色ある学校園づくりに寄与し、子どもたちの心身ともに健やかな成長を図る。

(2) 平成 28 年度の実績

① 小中一貫教育推進事業

義務教育9年間の連続した学びの実現、小学校と中学校のスムーズな移行を図るため、めざす子ども像の共有化、小中乗り入れ授業、小中一貫連続カリキュラム(つながりアップカリキュラム)の改定、小中合同行事、ふるさと学(小学5年～中学1年にかけて自然、歴史、伝統文化等の視点から地域のよさを学び考える)、小学校英語活動と中学校英語をつなぐ一貫性のある指導、小学校高学年から交換授業を含めた一部教科担任制、各校への小中一貫コーディネーター配置による小中一貫連絡会・成果報告会の開催、小中一貫した生徒指導、小中一貫教育にあたる教員の授業時間軽減のための非常勤講師(マイタウンティーチャー)の配置を行った。

今後の課題及び次年度以降の取り組みについて

- ☐ 小中一貫教育推進については、3カ年計画として取り組みを進めており、作成した「つながりアップ・カリキュラム」について今後実践を通じて更新する必要がある。
また、カリキュラムに基づく小中合同行事等をさらに推進する必要がある。
- ☐ 中学校区で目指す子ども像の共有を進め、言語活動の充実をねらいとした授業改善・学力向上の推進をはかるとともに、生徒指導においても連携をさらに深める。
- ☐ 教職員の世代交代に伴い、若い教職員が数多く採用されている中、小中一貫教育の推進によって教職員の知識や技術の向上を図る。また、「つながりアップ・カリキュラム」についても必要に応じて見直しを重ね、全小中学校教職員について、カリキュラムに関する理解を深める。

重点目標 13 多様な保育サービスの充実

担当：子ども子育て課

急速な少子化が進行する中、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、女性の社会進出に伴う共働き家庭の増加、就労環境の多様化などにより子どもや子育てをめぐる環境は大きく変化している。就学前児童数は減少しているが、保育所在籍数は増加傾向にあり、年度途中には待機児童が発生しており、仕事と子育ての両立を希望する女性を支援する環境が求められている。

そのため、子育てと仕事を両立できるよう、子育て保育サービスの充実や、保育・子育て支援環境の整備を図り、教育・保育の質向上に努めるなど保育施策の充実に取り組む。

【平成 28 年度の主な取り組み】

1. 保育の実施

保護者が仕事や病気などの理由のため、家庭で保育することができない就学前児童を保育所等で保育するため、保育所の定員増及び私立幼稚園の認定こども園への移行を進める。特に待機児童が発生する可能性の高い 0～2 歳児の待機児童解消を目指す。

【事業名：保育所等入・退所事業】

2. 病児保育の実施

保護者が就労している場合等において、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合がある。児童が病気の回復に至らず、当面の症状の急変が認められない場合に、一時的に保育を行う。

【事業名：病児保育事業】

3. 保育所等における時間外保育の実施

保育認定を受けた児童について、保育所や認定こども園等で通常の保育時間を超えて延長して保育を実施する。

【事業名：公立保育所運営事業、民間保育所運営支援事業、認定こども園推進事業】

4. 認定こども園における一時預かりの実施

認定こども園に在籍する満 3 歳以上の幼児で、通常教育時間の前後や長期休業期間中などに、保護者の要請に応じて、幼児を一時的に預かる。

【事業名：認定こども園推進事業】

平成 28 年度の重点目標評価					
妥当性	A	効率性	A	有効性	A
平成 28 年度の取り組み及び成果					
☐ 保護者が家庭で保育することができない就学前児童、特に 0～2 歳児の待機児童解消のため、幼稚園から認定こども園への移行を進めた。平成 28 年度はひなぎく幼稚園が新たに認定こども園へ移行した。					

- 市内に在住する小学校 6 年生以下の年齢の児童で、病気の治療中や回復期にあって、かつ、保護者の勤務の都合や社会的にやむを得ない事由により、家庭で育児を行うことが困難な児童の保育及び看護を行う病児保育事業を委託にて新たに実施した。なお、本事業は、南河内では初の取り組みである。
- 保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等に伴う保育時間の延長に対する需要に対応するため、通常の保育時間を越えて児童を預かる延長保育事業を公立保育所及び市内民間保育所 13 園において実施し、もって児童の福祉の増進を図った。
- 保育所等を利用していない家庭においても、日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となる場合があり、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するため保育所、幼稚園、認定こども園等において児童を一時的に預かり、安心して子育てができる環境の向上を図った。

各事業の実績等

1. 保育所等入・退所事業【継続事業】

(1) 事業の目的

保育所及び認定こども園において適切な運営が図られるよう、民間の施設に対して特定教育・保育施設給付費を交付した。また、保育士等の人材の確保及び資質の向上のため、職員の経験年数等を鑑みて経費を加算する処遇改善加算も併せて行った。

(2) 平成 28 年度の実績

① 特定教育・保育施設給付費

特定教育・保育の利用に要した費用は下表のとおりである。

保育所	1, 423, 094, 380円
認定こども園	301, 698, 964円
地域型	1, 438, 980円
合 計	1, 726, 232, 324円

② 保育所・認定こども園利用業務

(i) 保育所・認定こども園における利用者数は、下表のとおりである。(市外からの利用園児は含まない)

< 1 号 >

	1 号			合計
	3 歳	4 歳	5 歳	
認定こども園	120	116	127	363
他市の施設	2	0	1	3
合計	122	116	128	366

< 2・3号 >

			3号			2号			合計
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
保育所		標準	155	242	231	199	232	225	1,284
		短時間	8	42	34	26	14	16	140
認定こども園		標準	12	18	10	17	21	15	93
		短時間	2	4	1	1	2	2	12
他市の 施設	保育所	標準	1	1	1	1	2	4	10
		短時間	0	0	2	1	2	0	5
	認定こども 園等	標準	1	2	1	1	0	2	7
		短時間	1	1	0	0	0	0	2
合計			180	310	280	246	273	264	1,553

○支給認定区分○

(1号認定)・・・満3歳以上のこども(2号認定除く)

(2号認定)・・・満3歳以上で「保育の必要な事由」に該当するこども

(3号認定)・・・満3歳未満で「保育の必要な事由」に該当するこども

○利用時間○

(1号認定)・・・教育標準時間(4時間程度)

(2号・3号認定)・・・保育短時間(8時間程度)、保育標準時間(11時間程度)

2. 病児保育事業【新規事業】

(1) 事業の目的

市内に在住する小学校6年生以下の年齢の児童で、病気の治療中や回復期にあつて、かつ、保護者の勤務の都合や社会的にやむを得ない事由により、家庭で育児を行うことが困難な児童の保育及び看護を行う病児保育事業を委託(委託相手先:社会福祉法人光久福祉会)し、「ちびっこケアルーム」にて実施した。

(2) 平成28年度の実績

	利 用 年 齢								一日当たり 平均利用 人数	病児保育 事業利用料 (円)	委託料 (円)
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小学生	計 (人)			
年間利用延べ 児童数	59	56	39	8	7	9	6	184	0.62	385,000	12,074,909

3. 公立保育所運営事業【継続事業】

(1) 事業の目的

通常の保育はもとより発達障がい児への対応、発育相談、虐待ケース等の見守りや家庭支援など新たな保育サービスの課題に対し、関係機関との連携により必要な保育を行うとともに、これらの課題に対して、専門性を発揮し、研究等を行うことで、民間保育所等に助言や情報提供を行うことで公立の役割を果たすため。また、地域支援を行う拠点施設として公立保育所の運営を行った。

(2) 平成 28 年度の実績

① 公立保育所における入所者数は、下表のとおり。

	利 用 年 齢						
	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	計 (人)
平成 29 年 3 月	18	26	27	26	24	25	146

② 公立保育所運営事業費は下表のとおりである。

報酬	74,103,802 円	使用料及び賃借料	163,326 円
賃金	1,659,092 円	原材料費	20,600 円
報償費	504,000 円	備品購入費	558,432 円
旅費	1,390,193 円	負担金、補助及び交付金	134,645 円
需用費	19,936,586 円	償還金、利子及び割引料	29,000 円
役務費	584,734 円	合計	100,301,999 円
委託料	1,217,589 円		

③ 保育士研修として、大阪府等の主催研修への参加、保育士全体研修等を年 3 回実施し延べ 194 人参加した。

4. 民間保育所運営支援事業【継続事業】

(1) 事業の目的

市内の民間保育所に対し、予算の定める範囲内において河内長野市民間保育所保育促進事業費補助金を交付することにより、保育内容の充実と保育士の処遇改善及び運営の健全化を図り、もって児童福祉の増進に資することを目的とする。

(2) 平成 28 年度の実績

民間保育所に、民間保育所保育促進事業費補助金・民間保育所小規模改善費補助金等を交付した。また、地域の子育て家庭に対する育児不安等についての相談指導及び子育てサークル等の支援などを行う地域子育て支援センター事業を民間保育所に事業委託した。

① 民間保育所保育対策等促進事業費補助金に要した費用、内訳は下表のとおりである。

一般生活費補助	14,192,000 円	延長保育事業費補助	7,585,352 円
入所児童検診費補助	860,091 円	一時預かり事業費補助	6,620,000 円
職員特別検診費補助	16,200 円	体調不良児対応型補助	3,737,020 円
病原性大腸菌 0-157 検便検査費補助	737,424 円	障害児保育事業費補助	58,423,323 円
子育て支援推進費補助	33,316,777 円		
1歳児保育事業費補助	12,771,000 円	合計	138,259,187 円

② 民間保育所小規模改善費補助金に要した費用は、下表のとおりである。

天宗清見台園	1,806,000 円
天野山保育園	669,000 円
計	2,475,000 円

③ 地域子育て支援センター事業委託料に要した費用は、下表のとおりである。

高向保育園	3,583,000 円
観心寺保育園	3,583,000 円
計	7,166,000 円

5. 認定こども園推進事業【継続事業】

(1) 事業の目的

認定こども園に対して、認定こども園保育・教育促進事業費補助金を交付した。また、認定こども園になるために必要な調理室などの整備も併せて行った。

(2) 平成 28 年度の実績

① 認定こども園への補助金に要した費用は、下表のとおりである。

一時預かり事業費補助	153,250 円
1歳児保育事業費補助	373,500 円
計	526,750 円

② 施設整備費補助金に要した費用は、下表のとおりである。

認定こども園おしお幼稚園	14,376,000 円
認定こども園ひなぎく幼稚園	23,367,000 円
計	37,743,000 円

今後の課題及び次年度以降の取り組みについて

☐ 引き続き待機児童の解消のため、認定こども園への移行を進めていく。

また保育施設の老朽化及び保育受入れ定員拡充が喫緊課題となっており、そのための方策として施設整備補助金等を活用した市内保育施設の整備を計画的に図る。

☐ 市立三日市幼稚園及び市立千代田台保育所のあり方について、社会変動等を鑑みながら検討を進め、市の実状に即した保育体制を整える。

- 保護者の社会進出、就労環境の多様化などに対応できるよう一時保育、延長保育及び障がい児保育等についてさらに充実を図る。
- 保育料は、保育所等運営費の財源となるため、保育料滞納世帯に対しては、市の債権回収担当とも連携しながら保育料滞納整理に取り組み、健全な財政運営に努める。
- 保育所及び認定こども園に対する指導監査要綱を整備し、適切な施設運営が図られるよう体制をとる。

重点目標 1 4 家庭・地域との協働による学校づくりの推進

担当：教育指導課

今、子どもの豊かな育ちと学びを創造するために、学校と家庭・地域とがそれぞれ責任を持って相互に協力し合い、子どもたちを育む風土を醸成していくことが求められている。

そのため、地域総ぐるみのより良い教育の実現に取り組むことを目的として、全小学校では、家庭・地域との協働による学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール ※）を取り入れて学校運営を行っている。各小学校では、学校の状況や地域の特性に応じた特色のある取組みが行われているが、今後ますます内容を充実させていくためには、学校に関わっていただける地域の支援者の拡大に、どのように取り組んでいくかが各小学校に共通の課題である。

具体的には、学校から家庭や地域に対する積極的な情報発信を進めるとともに、学校活動を支援する参加者同士の交流の促進を図る。また、現在小学校で展開している学校運営協議会制度については、今後、小中一貫教育と連動させながら、中学校区を中心とした制度への移行に向けて取組みを推進する。

【平成 28 年度の主な取組み】

1. 学校運営協議会の充実

学力向上など、各学校の重点的な教育課題を把握し、学校運営協議会の意見を組み入れながら教育活動の質的向上を図るよう指導助言を行う。

また、学校運営協議会による取組みの充実、及び、関わってくださる人の拡大を図るため、アドバイザースタッフの派遣にも取り組む。

一方、地域・家庭と学校の教育の役割を明確にし、それぞれの責任を共有する体制を構築する。

【事業名：学校運営協議会事業】

2. 教育コミュニティづくりの推進

授業だけでなく、放課後や休日等における子どもの体験活動等が充実していくよう取組みを進める。

また、小中一貫教育とコミュニティ・スクール（※）の取組みの情報を交換し合う場を設け、教育の質を高めるとともに、公平性を確保する。

【事業名：学校運営協議会事業】

※ コミュニティ・スクール：学校の様々な教育課題に対応するために、保護者や地域の方々が一定の権限と責任をもって学校運営に参画する学校運営協議会を設置した学校のこと。学校・家庭・地域社会が一緒に協働してより良い教育の実現をめざす仕組み。

平成 28 年度の重点目標評価					
	妥当性	A	効率性	A	有効性
					A
平成 28 年度の取組み及び成果					
☐ 学校運営協力員や家庭・地域が積極的に学校運営に参画するための学校運営協議会（コミュニティ・スクール）制度を全小学校で実施し、各学校運営協議会で、それぞれの小学校の学校運営における諸課題に対応した活動を進めた。					
☐ 各小学校で学校運営協議会を運営する枠組みが構築され、各協議会において年間 6 回の会議を実施し、調理実習や農業体験などの授業の支援、遠足や校外学習の補助、放課後学習の実施や学					

習園・花壇の整備、防災訓練への参加など、円滑な学校運営のための取り組みを進めた。

- ☐ 全学校で毎月配布する学校通信に、学校運営協議会の活動を紹介することにより、学校運営に対する家庭の理解が深まった。
- ☐ 実行委員会活動が活発になってきている。ボランティアが増えた学校運営協議会が多くなってきた。
- ☐ 2月に行った熟議では、各会長と市立小中学校長が、中学校区の子どもたちの課題やこれからの活動について協議した。

各事業の実績等

1. 開かれた学校推進事業【継続事業】

(1) 事業の目的

学校と保護者・地域との信頼関係を深めるとともに、地域と学校が相互に教育力を高め、子どもたちの豊かな学びと育ちの環境をつくる。

(2) 平成 28 年度の実績

① 学校運営協議会事業

全小学校に設置し、家庭・地域が積極的に学校運営に参画する学校運営協議会（コミュニティ・スクール）において、家庭や地域社会と一層の連携を図りながら、学校運営の充実に取り組んだ。

各学校運営協議会の運営に関すること、教育上の諸問題に関する連携、情報収集及び情報提供等に関することについて研究協議する学校運営協議会連絡会議の開催、アドバイザースタッフの派遣、協議会委員の育成研修等を通して各学校運営協議会の充実に努めた。

保護者や地域に信頼される学校づくりの推進を図るため、市立全中学校に学校運営協力員を配置し、子どもの様々な課題等に対応した取り組みについて協議した。

今後の課題及び次年度以降の取り組みについて

- ☐ 学校運営協議会制度に対する取り組みについて、学校規模や地域の状況により、学校運営への参画の度合いや、保護者や地域への学校運営に関する情報発信方法の一つであるホームページの活用について学校間で差がみられる。各校でホームページの活用を進め、学校通信などを通じて学校運営に関する情報を積極的に発信し、学校に対する地域や家庭の理解を深める。地域の回覧板にも通信を掲載し回覧していただいている。
また、学校運営協議会全体研修会では、各学校運営協議会の主な取り組みを紹介し、今後の活動の参考になればと考えている。
- ☐ 学校運営協議会の委員や行事への参加者同士での交流を深めることにより、学校運営における課題を解決するための活動を進め、参画者の拡大を図る。
- ☐ 小小連携した取組みや小中学校が連携した取組みについて、各運営委員会で思案していただいている。

重点目標 15 青少年の健全な成長を支援する体制づくり

担当：地域教育推進課

地域での人間関係が希薄化するとともに、教育力が低下しているといわれる今日の社会では、青少年の健全育成にかかわる市民や団体等と協働し、様々な機会を通じて青少年の健全な成長を支援するため、積極的に参加する体制づくりが必要である。

そのため、青少年指導員や青少年健全育成会を始め青少年の健全育成にかかわる市民や団体等と協働し、青少年の健全な成長や若者が自立するための支援策等を実施するとともに、子どもたちの安全・安心を見守る施策に取り組む。

【平成 28 年度の主な取組み】

1. 青少年を育む地域での活動、交流機会の充実

青少年が健やかに成長し、若者の活躍を促すため、青少年指導員や青少年健全育成会、地域の子ども会とともに、地域や学校とも連携し、体験活動やスポーツ大会等の様々な青少年育成事業を行う。

【事業名：青少年健全育成事業】

2. 青少年の健全な成長を支援する体制づくり

青少年が、規範意識や他人を思いやる豊かな人間性を持ち、社会の一員として活躍できるよう、その成長を促す地域交流活動の機会を提供する体制づくりを目指す。

【事業名：青少年社会参画推進事業、子ども若者育成支援推進事業】

3. 通学路等の安全確保や見守り活動の実施

市内 13 小学校の通学路を中心に青色回転灯付きパトロール車両を巡回させ、児童の安全確保を図るとともに、犯罪の未然防止に努める。

【事業名：子ども見守りパトロール事業】

平成 28 年度の重点目標評価					
	妥当性	A	効率性	A	有効性
平成 28 年度の実施状況					
□ 社会参加の困難な若者をサポートする体制づくりに関して、自宅にひきこもりがちな青少年とその対応に悩む家族を対象に NPO 法人青少年自立支援施設淡路プラッツによる無料相談を実施し、5 人延べ 7 回の相談があった。					
また、ひきこもり・ニートを対象に行った居場所事業（ファーストステップトライアル事業）では、9 回を開催し、延べ 65 人の参加があった。					
□ 声かけ活動ネットワーク事業の一環として、各校区の青少年健全育成会及び関係団体でパトロールや「社会を明るくする運動」等を実施した。					
さらに、市広報紙では「こども 110 番月間」について周知するとともに、青少年健全育成標語募集を市広報紙やホームページで行い、啓発活動を実施した。					
□ 悪意ある「大人の行為」を排除するため、「青色防犯パトロール車」による見回り体制を取り、市内全域の通学路等の安全確保や、子ども見守り活動を実施した。					
また、青少年の健全育成を阻害する有害図書や DVD などが、容易に入手できないよう防止する					

仕組みができているか確認するため、青少年指導員による「青少年社会環境実態調査」をコンビニ 26 店、書店 1 店、ビデオ店等 3 店、カラオケボックス 4 店の計 34 店舗等で行った。その結果、調査を行った店舗等においては、府条例どおりの販売規制が行われていることが確認されており、調査結果を府へ報告した。

- 青少年指導員連絡協議会に引き続き委託し、青少年リーダー組織「リーディングパル」の活動を支援した。リーディングパルの主な取組みとして、小学生を対象としたキャンプの企画・運営、自治会やこども会などの地域団体への支援を行った。

各事業の実績等

1. 青少年社会参画推進事業【継続事業】

(1) 事業の目的

次代を担う青少年の育成及び指導者としての資質の向上と担い手を増やすため、青少年指導員連絡協議会に委託し、事業を行うことで、リーダー組織である「リーディングパル」の組織の充実を図るとともに、リーダー（青少年）が自らの可能性やたくましく生きる力を身に付け、自ら考えて行動できるような支援体制づくりを目的とする。

(2) 平成 28 年度の実績

① 宿泊体験事業

主に小学生を対象とした宿泊体験事業を実施する中で、リーダー（青少年）や小学生が相互に学び合うことを目的に実施。

日 程	事業名	内 容
平成 28 年 6 月 18 日 (土) ~ 19 日 (日)	研修キャンプ	リーパルのキャンプ技術の習得を目的に開催した。 場所：滝畑ふるさと文化財の森センター 参加者：リーパル 10 名、一般リーダー 14 名
平成 28 年 6 月 26 日 (日)	親子デイキャンプ	小学生と保護者を対象に、様々な体験活動を通じて親子の信頼関係を深めるとともに保護者間の情報交換などを行うことを目的に開催した。 場所：滝畑ふるさと文化財の森センター 参加者：青少年指導員 16 名、リーパル 5 名 事業参加者：5 家族 13 名
平成 28 年 11 月 19 日 (土) ~ 20 日 (日)	親と子のふれあいキャンプ	小学生と保護者を対象に、様々な体験活動を通じて親子の信頼関係を深めるとともに保護者間の情報交換などを行うことを目的に開催した。 場所：滝畑ふるさと文化財の森センター 参加者：青少年指導員 17 名、リーパル 8 名 事業参加者：9 家族 22 名
平成 28 年 11 月 6 日 (日)	研修キャンプ	リーパルのキャンプ技術の習得を目的に開催した。 場所：滝畑ふるさと文化財の森センター 参加者：リーパル 9 名

日 程	事業名	内 容
平成 28 年 12 月 17 日 (土) ~ 18 日 (日)	ひとあしはや くクリスマス キャンプ	小学生を対象に、新しい仲間とともに様々な体験活動を行うことを目的に開催した。 場所：滝畑ふるさと文化財の森センター 参加者：青少年指導員 11 名、リーパル 10 名 事業参加者：19 名
平成 29 年 2 月 19 日 (日)	研修 キャンプ	リーパルのキャンプ技術の習得を目的に開催した。 場所：滝畑ふるさと文化財の森センター 参加者：リーパル：5 名
平成 29 年 3 月 11 日 (土) ~ 12 日 (日)	春を学ぼう滝 畑キャンプ	小学生を対象に、新しい仲間とともに様々な体験活動を行うことを目的に開催した。 場所：滝畑ふるさと文化財の森センター 参加者：青少年指導員 10 名、リーパル 10 名 事業参加者：19 名
② 派遣依頼事業 主に小学生を対象とした地域団体（青少年健全育成団体等）の活動の支援を行うことで、リーダー（青少年）の地域社会での様々な体験の機会が充実し、青少年の健全育成を促進した。		
2. 青少年健全育成事業【継続事業】 (1) 事業の目的 子ども自身の生きる力を育む取組みや、社会性に富んだ豊かな心を育む活動を推進するため、本市の青少年育成団体で組織する青少年育成団体連絡会に事業を委託し、地域住民と協働しながら、青少年健全育成活動の促進を図る。 (2) 平成 28 年度の実績 家庭や学校、地域社会が一体となって青少年の健やかな成長を援助する各中学校区青少年健全育成会や青少年指導員連絡協議会等と連携し、地域ぐるみの青少年健全育成活動を啓発、推進するため、以下の活動を実施した。 ① 地域活動の活性化を図る活動 家庭・学校・地域をはじめとする地域コミュニティによる活動として、各中学校区青少年健全育成会が主体となり、それぞれの地域性を生かしたイベントやウォークラリー、コンサート等の青少年健全育成活動を展開した。 ② 青少年の夢と創造性を育む活動 新しい時代の社会状況や課題に対応できる青少年を育成するため、野外活動やイベントを通じて、青少年の社会性を育む活動を推進した。 (i) 学びの森事業		

子どもたちが、自然の中で様々な活動に挑戦し、楽しさや困難さを仲間たちと分かち合うことで、創造力、忍耐力、社会性を養い、問題解決の知恵と力をつけることを目的に実施した。

実施日 平成28年7月29日（金）～7月31日（日）（2泊3日）

場 所 奈良県天川村洞川キャンプ場

参加者 小学4年生～中学生 71名

(ii) 第25回青少年音楽フェスティバル

日頃の音楽活動の成果を発表、鑑賞する場を提供することにより、音楽に親しむ喜び、楽しさを仲間と共に分かち合うことを目的に実施した。

実施日 平成28年11月13日（日）

場 所 市民交流センター（キックス）

出 演 団体20グループ150名、来場者 約200名

③ 青少年が健やかに育つ環境をつくる活動

青少年が健やかに育つ環境づくりは、市民の理解と意識の高揚が必要であるため、地域全体での取組みを行うための啓発活動を実施した。

(i) 広く市民の意識の高揚と関心を深めるため、青少年健全育成標語の募集を行い、最優秀作品として、「伝えよう スマホじゃなくて かおを見て」を選定し、啓発用プレートを作成、配付した。

(ii) 「こども110番の家」運動

子どもたちを犯罪から守るため、「こども110番の家」プレートを製作、配布した。

(iii) 街頭パトロールの実施

年間を通じて校区単位ごとに青少年の街頭指導を行うとともに、特に夏祭り等の各地域の行事に重点をおき、街頭指導を行った。また、関係機関と各校区合同で次のパトロールを実施した。

実施日 平成29年1月9日（月）・10日（火）

場 所 長野、西代神社（えびすまつり）周辺パトロール

3. 子ども若者育成支援事業【継続事業】

(1) 事業の目的

社会環境の変化などで、ニートやひきこもりなどの、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者やその家族に対し、教育や福祉、医療、雇用など様々な分野の関係機関が連携して支援する体制を作るため。

(2) 平成28年度の実績

① ひきこもり(※)等相談の実施

自宅にひきこもりがちな青少年とその対応に悩む家族を対象に、1人1時間程度、予約制による無料相談を実施した。相談には、NPO法人青少年自立支援施設淡路プラッツの専任相談員が当たった。

※ ひきこもり・・・ふだんは家にいるが、「近所のコンビニに出かける」、「自室からは出るが、家からは出ない」、「自室からほとんど出ない」に該当する人を「狭義のひきこもり」とし、「ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する」に該当する人を「準ひきこもり」と定義している。（平成 22 年子ども若者白書より）

実施日 平成 28 年 4 月 14 日（木）、5 月 12 日（木）、6 月 9 日（木）、7 月 14 日（木）、8 月 18 日（木）、9 月 8 日（木）、10 月 13 日（木）、11 月 10 日（木）、12 月 8 日（木）、平成 29 年 1 月 12 日（木）、2 月 9 日（木）、3 月 9 日（木）

実施時間 午前 10 時～正午（1 人 1 時間、各回 2 件）

実施場所 キックス

相談件数 5 名延べ 7 回（男性 4 名、女性 1 名）。年齢層は、10 代 1 名、20 代 1 名、30 代 3 名。

② ファーストステップトライアル事業の実施

協働事業提案制度における提案に基づき、NPO 法人青少年自立支援施設淡路プラッツと協働で実施した。

また、ひきこもりやニートの若者を対象に、居場所づくりとしての生涯学習講座やボランティア活動、職業体験などの取り組みを通じて、社会参加に向けたきっかけづくりを行った。延べ参加者数は、65 名であった。

<事業内容>

日 時	内 容	場 所	参加者数
平成 28 年 6 月 30 日（木）	布アート（創作アート）	キックス	7 名
7 月 21 日（木）	ドライカレー（料理）	キックス	8 名
8 月 24 日（水）	フラダンス（運動）	キックス	2 名
9 月 15 日（木）	モザイクガラス（創作アート）	キックス	9 名
10 月 20 日（木）	スポーツチャンバラ（運動）	キックス	4 名
11 月 30 日（水）	ウォーキング（運動）	高野街道	6 名
平成 29 年 1 月 19 日（木）	茶道体験（アート）	キックス	8 名
2 月 16 日（木）	カップケーキ（料理）	キックス	7 名
3 月 9 日（木）	ソフトボール（運動）	大師総合運動場	14 名

4. 子ども見守りパトロール事業【継続事業】

(1) 事業の目的

登下校時の児童の安全を確保し、安全で安心なまちづくりに貢献する。

(2) 平成 28 年度の実績

近年、児童を対象とした犯罪が多発し、児童の登下校などの安全・安心が脅かされていることから、青色回転灯を搭載した「青色防犯パトロール車」2台を配し、集中的に新学期の始まる4月・9月に約2週間をかけて市内全域を早朝巡回し、児童の登校の様子を見守り、地域で活動している「子どもの安全見守り隊」に声掛けを行い、児童の下校の様子を見守り、児童の安全確保を行った。また、随時午後3時ごろから通学路等の安全確認を行い、児童の下校の様子を見守り、児童の安全確保を行った。

その他、不審者情報等で児童被害情報を入手すると直ちに現場に向かい、状況を確保するほか、周辺の重点パトロールも併せて行った。発生日から概ね3日を目途に行った。

今後の課題及び次年度以降の取組みについて

- ☐ 社会参加の困難な若者をサポートする体制づくりにあたって、潜在しているひきこもり等の若者の掘り起こしが課題である。次年度以降もひきこもり等の居場所づくりや自立支援についての取組みを進める。
- ☐ 青少年の非行を未然に防止するため、各校区の青少年健全育成会及び関係団体でパトロールや「社会を明るくする運動」等を実施するとともに、市広報紙では「こども 110 番月間」について周知し、青少年健全育成標語募集を市広報紙やホームページで行い、啓発活動を実施する。
- ☐ 青少年健全育成団体とともに地域における健全育成活動の実施成果は認められるが、それを広く市民に周知する必要性があり、現在行っている健全育成活動を広く周知していく。
- ☐ 引き続き悪意ある「大人の行為」を排除するため、「青色防犯パトロール車」による見回り体制を取り、市内全域の通学路等の安全確保や子ども見守り活動を行う。
- ☐ リーディングパル等に参加している高校生・大学生が、就職活動等により活動への参加が難しくなるなど、世代交代の周期が短い中で、組織運営の基盤を固めると共に、次代のリーダーの育成を進める。

また、青少年が、自ら考え、自ら判断し、社会で活躍できるよう、その環境づくりについて、青少年健全育成団体や、高校、大学との連携を進め、社会参画を促進する。